

資料3

第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・
第2期加賀市障がい児福祉計画の素案について

(案)

障がいのある人(子ども)のサポートプラン

～あたりまえに暮らせるまち 加賀市～

第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・
第2期加賀市障がい児福祉計画
(計画期間：令和3年度～令和5年度)



令和3年4月

 加賀市

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	頁
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 計画の推進	9
6 計画の達成状況の点検と評価	10
第2章 障がいのある人（子ども）の状況	
1 障がい者手帳所持者数の推移	
(1) 身体障害者手帳所持者数	11
(2) 療育手帳所持者数	13
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	14
(4) 総人口に対する各障がい者手帳所持者数の割合	15
2 障がいのある人（子ども）のその他の状況	
(1) 発達障がいのある人の状況	16
(2) 高次脳機能障がいのある人の状況	16
(3) 難病のある人の状況	16
(4) 障がい児保育の状況	16
(5) 特別支援学校の状況	17
(6) 特別支援学級学年別児童生徒数の状況	18
(7) 障がい者雇用の状況	18
3 障害福祉サービス等の利用状況	
(1) 訪問系サービスの延利用者数	19
(2) 日中活動系サービスの延利用者数	19
(3) 居住系サービスの延利用者数	20
(4) 地域生活支援事業の延利用者数	20
(5) 障害支援区分認定状況	21

第2部 各論

第1章 計画の基本構想	
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策の体系	24

第2章 加賀市障がい者計画

1 人にやさしいまちづくり

- (1) 障がいと障がいのある人への理解 25
- (2) 安全・安心のまちづくり 27
- (3) 地域福祉の推進 30

2 じりつと社会参加の基盤づくり

- (1) 障がいのある子どもの育成・教育 32
- (2) 雇用・就労 34
- (3) スポーツ・文化芸術活動 36

3 暮らしの基盤づくり

- (1) 保健・医療 37
- (2) 生活支援サービス 39
- (3) 相談支援・情報提供 41

第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

1 成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行 45
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 46
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 47
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等 48
- (5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等 50
- (6) 相談支援体制の充実・強化等 53
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 54

2 障害福祉サービスの見込み

- (1) 訪問系サービス 56
- (2) 日中活動系サービス 57
- (3) 居住系サービス 60
- (4) 相談支援 62

3 障害児通所支援サービスの見込み

- (1) 障害児通所支援 64
- (2) 障害児相談支援等 66

4 発達障がい者等に対する支援体制の見込み 68

5 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業	69
(2) 任意事業	75

資料（予定）

1 第6期計画策定の経過	
2 当事者アンケートの結果	
3 関係法令	
4 加賀市手話施策推進方針	
5 加賀市健康福祉審議会障害者分科会委員名簿	

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国においては、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」について、翌年の平成19年9月に署名しました。

平成20年5月には「障害者権利条約」が正式に発効し、条約の締結に向けて集中的に制度改革の検討が進められました。

これにより、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立（平成24年6月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正（平成25年6月）など障がいのある人に関する様々な制度改革が行われ、平成26年1月に「障害者権利条約」の批准に至りました。

その後、障害者総合支援法施行3年後の見直しが行われ、平成28年6月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

平成28年7月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、「心のバリアフリー」や「共生社会」の実現を推進することとしています。

(2) 石川県の動向

石川県では、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を築くため、「石川県手話言語条例」を制定（平成30年4月施行）しました。

また、平成31年3月に「いしかわ障害者プラン2019」を策定し、障がいのある人のじりつと社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を活かせる環境の整備、障害福祉サービス等の充実、安全で安心して住みやすいまちづくりに視点を置き、施策の推進に取り組んでいます。

さらに、障がいを理由とする差別をなくし、共生社会の実現を目指す「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（共生社会づくり条例）を制定（令和元年10月施行）しています。

(3) 計画策定の趣旨

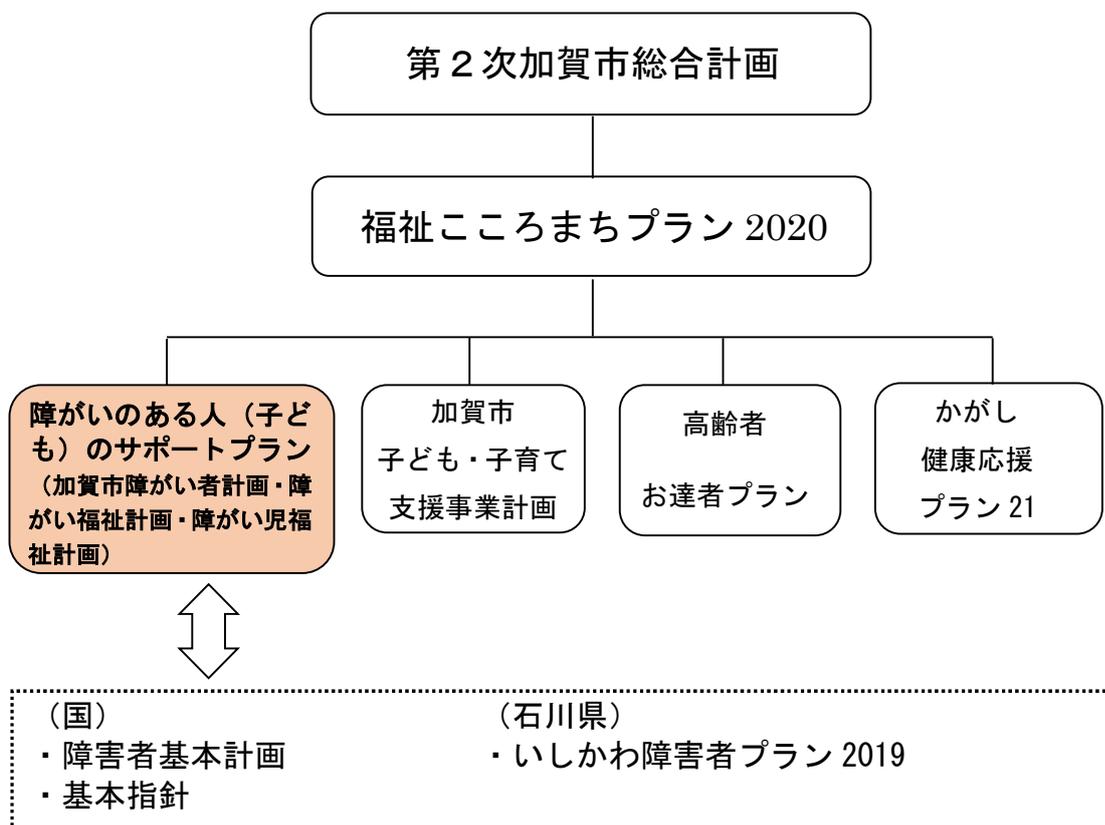
本市では、このような動きの中で、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応し、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現に向けて障がい者施策の一層の推進を図るため、平成30年3月に策定した「第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、第1期加賀市障がい児福祉計画（第5期計画）」の見直しを行い、新たに令和3年度からの3年間の計画として、「第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、第2期加賀市障がい児福祉計画（本計画）」を策定するものです。

2 計画の性格

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」（加賀市障がい者計画）、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」（加賀市障がい福祉計画）、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」（加賀市障がい児福祉計画）で構成し、これらを一体的に策定するものです。
- 「加賀市障がい者計画」は、本市における障がい者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするものです。「加賀市障がい福祉計画」は、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定め、「加賀市障がい児福祉計画」は、障がい児支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めるものです。
- 本計画は、国の「障害者基本計画」や厚生労働大臣の定める「基本指針」、石川県の「いしかわ障害者プラン2019」等の内容を踏まえて策定しています。
- 本計画は、「加賀市総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。
- 本計画は、アンケート調査等を通じて、当事者や、その他関係者の意見等を踏まえて策定しています。

■計画の関連イメージ■

- 「障がい者計画」は、国の「障害者基本計画」及び「石川県障害者計画」を基本とすること。（障害者基本法第11条第3項）
- 「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に即すること。（障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項）
- 「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は、一体のものとして作成することができること。（障害者総合支援法第88条第6項、児童福祉法第33条の20第6項）



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、関係法令の改正や社会情勢の変化等により計画変更の必要性が生じた場合は、随時、本計画の見直しを行います。

■関連計画の期間■

関係計画	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者基本計画（国）	第4次障害者基本計画					（次期計画）
いしかわ障害者プラン	前プラン	いしかわ障害者プラン2019				
加賀市総合計画	第2次加賀市総合計画（2017～2026年度）					
福祉こころまちプラン	前プラン	福祉こころまちプラン2020（2020～2024年度）				
本計画	第5期計画			第6期計画		

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がいのある人やその家族、その他関係者の意見等を踏まえて計画に反映させることを基本とし、次の体制で策定しています。

(1) 有識者等による調査・審議

本計画に掲げる施策は、行政だけでなく、市民やサービス提供事業者等地域社会全体で障がいのある人を支えることが不可欠であるという観点から、関係団体や関係機関、そして、市民の参画が必要となります。

このことから、有識者、社会福祉関係団体の代表者、関係行政機関の職員等で構成する「加賀市健康福祉審議会 障害者分科会」において計画内容の調査・審議を経て、本計画を策定しています。

また、障がい福祉サービス事業所、当事者、関係機関等で構成する「加賀市じりつ支援協議会」の「相談事業所連絡会」において地域課題の抽出を行ったほか、同協議会の「計画策定ワーキング」において、本計画に係る各種資料やアンケート結果等の分析・検証、計画素案に関する協議を行っています。

(2) 障がいのある人のニーズ等の把握

国の法令等においては、計画の策定に当たって、サービスを利用する障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、障がいのある人の意見等を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

本市においては、障がいのある人の意見を反映させるため、次の2つの手法を採用しました。

- ① 障がい者（児）及び障がい児の保護者に対するアンケート調査
- ② 相談支援事業所 相談支援専門員に対するアンケート調査

① 障がい者（児）及び障がい児の保護者に対するアンケート調査

項目	内容
調査の趣旨	市内に居住する障がい者手帳を所持している人を対象に、生活状況や生活実態、サービスの利用状況と本市の障がい者施策に関する思い等を把握することで、本計画策定の基礎資料とするものです。
調査対象者	身体・知的・精神の各障がい者手帳所持者4,085人（令和2年4月1日現在）の中から、生活圈域別・障がい事由別に抽出した603人を対象にしました。
調査期間	令和2年9月11日（金）から9月30日（水）まで
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票による本人記入（本人が記入できない場合は家族等が記入） ・ 選択肢による選択式による設問 ・ 郵送による調査票の送付及び返信用封筒による無記名回答
調査項目	<p>調査項目は次の7項目を基本として全体で26問の設問とし、最後に自由記載欄を設けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢や家族などについて ・ 住まいや暮らしについて ・ 日中活動や就労について ・ 障害福祉サービスなどの利用について ・ 相談相手について ・ 権利擁護について ・ 災害時の避難などについて
回収結果	367人から回収（回収率 60.9%）

② 相談支援事業所 相談支援専門員に対するアンケート調査

項目	内容
調査の趣旨	サービス等利用計画等の作成を担う相談支援専門員から、相談支援事業の現状やサービスを利用する利用者の意向、本市の障がい者施策に対する意見や要望等をお聞きし、本計画に反映させるものです。
調査対象者	市内6相談支援事業所に所属の相談支援専門員
調査期間	令和2年12月4日（金）から12月18日（金）まで
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票を各事業所宛に電子データで送信し、メールによる回答（調査票は無記名） ・設問の回答は記述式としました。
調査項目	<p>調査項目は次の2項目を基本としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務を通じて感じている障害福祉サービス等のニーズや課題、課題解消のために必要と思われることなど ・その他自由記載
回収結果	相談支援専門員●人から回収

(3) 近隣自治体の動向把握

本計画は、国の「障害者基本計画」及び「いしかわ障害者プラン2019」との調和を保つよう配慮するとともに、県内各市町のそれぞれの第6期計画策定に関する考え方等を参考に策定しました。

(4) パブリックコメントの実施

アンケート調査等意見反映の手法を更に徹底するため、令和3年●月●日から●月●日までの2週間、本計画案を市ホームページ等で公開し、市民から広く意見を募集しました。

5 計画の推進

本計画を推進していくためには、市と市民、事業者、関係機関・関係団体等との協働が欠かせないものとなります。

(1) 計画推進のための体制整備

① 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会の開催

本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について調査・審議を行う加賀市健康福祉審議会 障害者分科会において、計画の推進方法や各施策の取組状況等について各委員に意見を求め、効果的な計画の推進を図るとともに、本計画の進捗状況の管理と評価を行います。

② 庁内体制の整備

本計画に基づく取組は、福祉分野だけでなく、保健・医療・生活環境・教育・就労・人権等多岐にわたっております。

そのため、庁内関係部局間の連携を図り、各施策の協議の場等を通じて取組状況の把握に努めます。

③ 加賀市じりつ支援協議会との連携

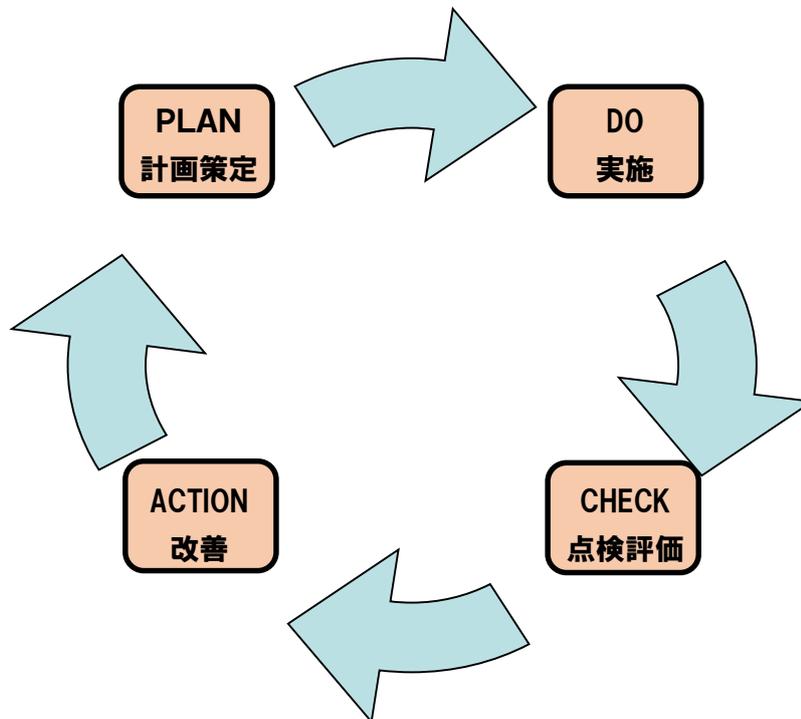
相談支援事業所のほか、保健、医療、教育、療育、雇用などさまざまな立場からの参画を得て設置している「加賀市じりつ支援協議会」と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、地域課題等について検討していきます。また、障がいのある人やその家族等の「加賀市じりつ支援協議会」への参画を促進し、意見やニーズの把握と施策への反映に努めます。

6 計画の達成状況の点検と評価

計画策定後は各年度において、各種施策の進捗状況やサービス見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づき次期計画を策定していくという、PDCAサイクルが必要になります。

本市においては、毎年度、本計画の進捗状況について定期的な確認を行うとともに、加賀市健康福祉審議会 障害者分科会にその結果を報告し、当事者視点、市民視点及び専門的視点等から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立て、必要に応じて本計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ■



計画策定 (PLAN)	○ 国の基本指針に即して、成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他確保のための方策を定める。
実施 (DO)	○ 計画の内容を踏まえて、施策を実施する。
点検評価 (CHECK)	○ 成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえて、計画の中間評価として分析・評価を行う。 ○ 中間評価は、加賀市健康福祉審議会 障害者分科会で行い、その結果について公表する。 ○ 中間評価の際には、加賀市じりつ支援協議会の意見を聴く。
改善 (ACTION)	○ 中間評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や施策の見直し等を行う。

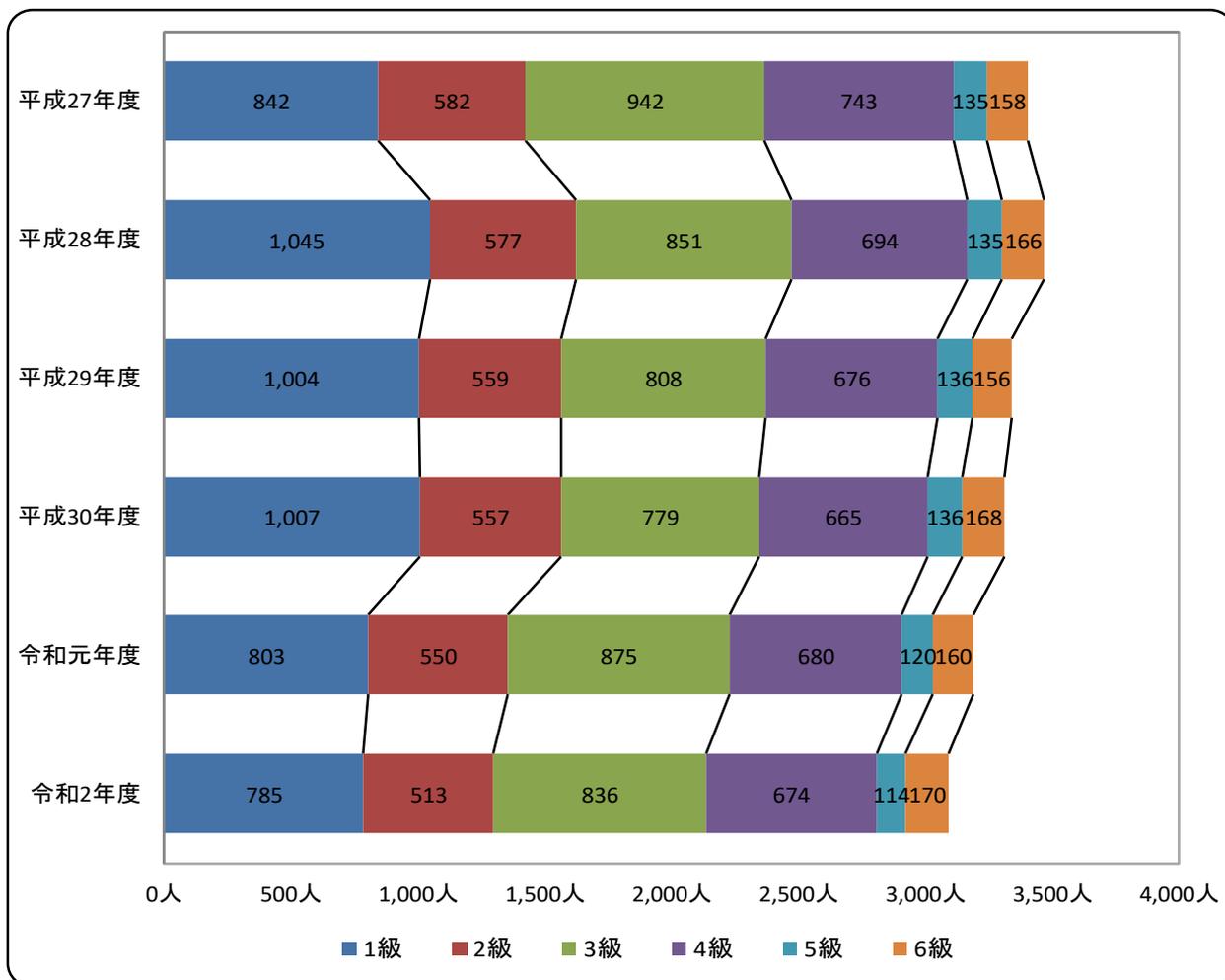
第1部 総論

第2章 障がいのある人 (子ども)の状況

1 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数

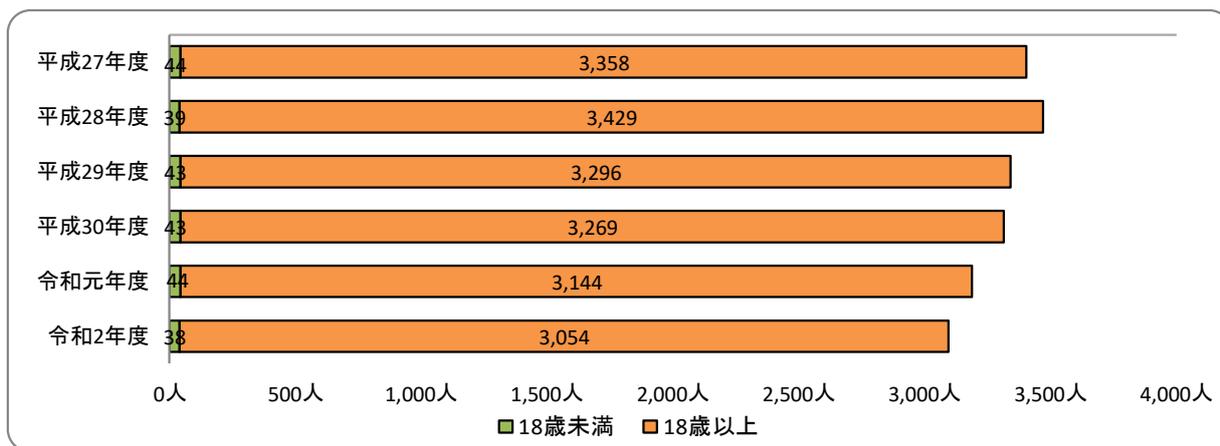
■障がい等級別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	3,402 100.0	3,468 100.0	3,339 100.0	3,312 100.0	3,188 100.0	3,092 100.0
1級	842 24.8	1,045 30.1	1,004 30.1	1,007 30.4	803 25.2	785 25.4
2級	582 17.1	577 16.6	559 16.7	557 16.8	550 17.3	513 16.6
3級	942 27.7	851 24.5	808 24.2	779 23.5	875 27.4	836 27.0
4級	743 21.8	694 20.0	676 20.2	665 20.1	680 21.3	674 21.8
5級	135 4.0	135 3.9	136 4.1	136 4.1	120 3.8	114 3.7
6級	158 4.6	166 4.8	156 4.7	168 5.1	160 5.0	170 5.5

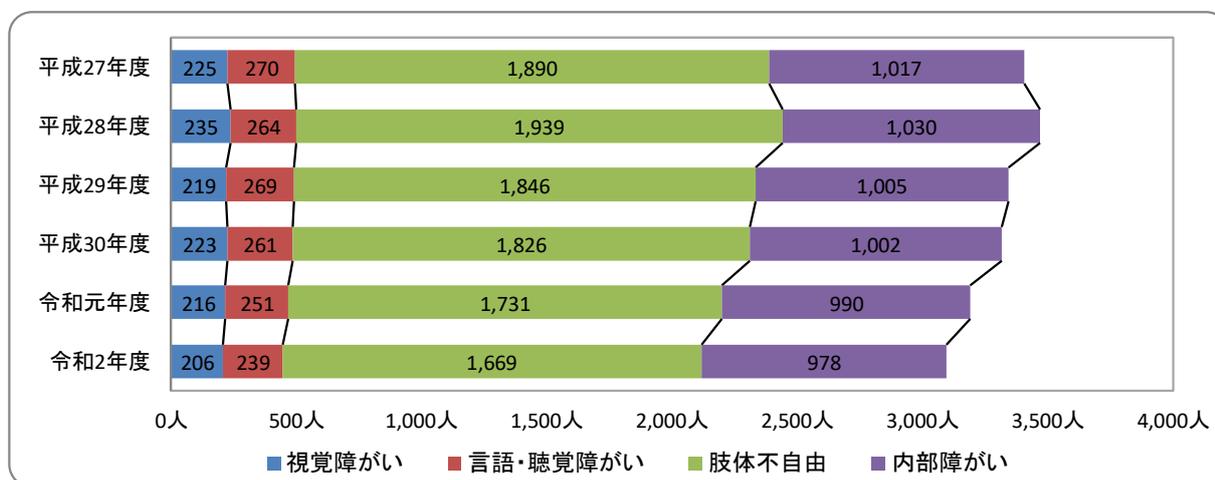
■年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	3,402	3,468	3,339	3,312	3,188	3,092
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18歳未満	44	39	43	43	44	38
	1.3	1.1	1.3	1.3	1.4	1.2
18歳以上	3,358	3,429	3,296	3,269	3,144	3,054
	98.7	98.9	98.7	98.7	98.6	98.8
(参考) 65歳以上	-	-	(2,553)	(2,541)	(2,455)	(2,294)
	-	-	(76.5)	(76.7)	(77.0)	(74.2)

■障がい事由別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）

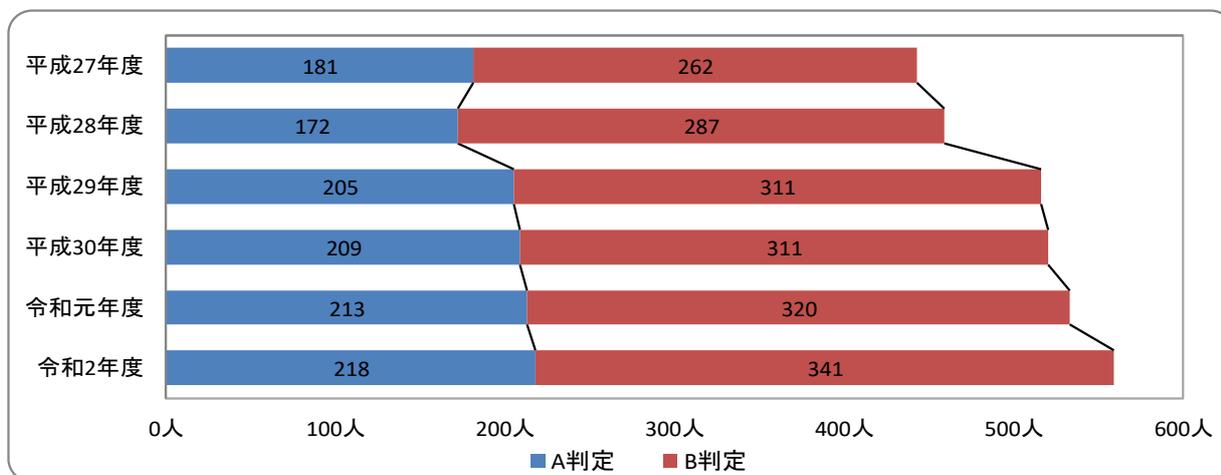


(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	3,402	3,468	3,339	3,312	3,188	3,092
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
視覚障がい	225	235	219	223	216	206
	6.6	6.8	6.6	6.7	6.8	6.7
言語・聴覚障がい	270	264	269	261	251	239
	7.9	7.6	8.1	7.9	7.9	7.7
肢体不自由	1,890	1,939	1,846	1,826	1,731	1,669
	55.6	55.9	55.3	55.1	54.3	54.0
内部障がい	1,017	1,030	1,005	1,002	990	978
	29.9	29.7	30.1	30.3	31.1	31.6

(2) 療育手帳所持者数

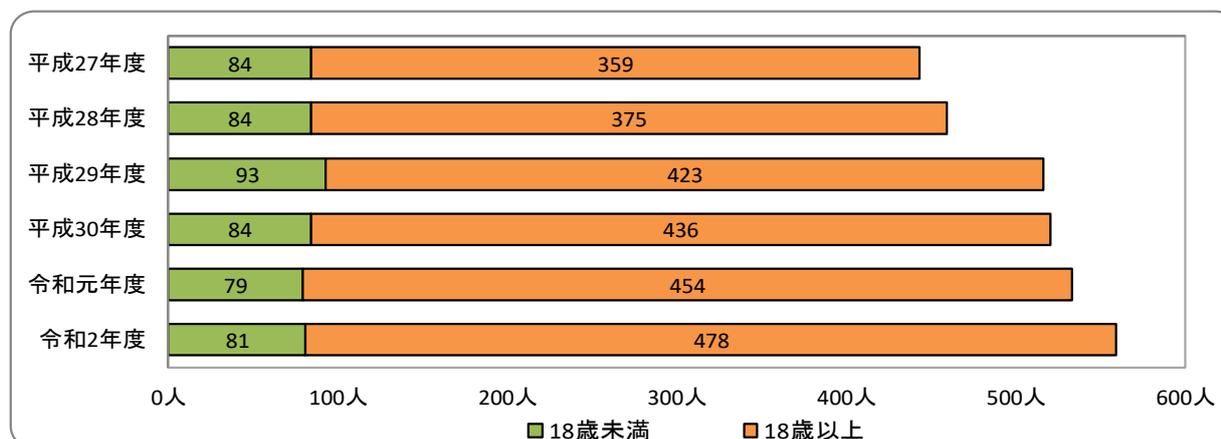
■障がい程度別 療育手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位: 人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	443	459	516	520	533	559
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A判定(最重度・重度)	181	172	205	209	213	218
	40.9	37.5	39.7	40.2	40.0	39.0
B判定(中度・軽度)	262	287	311	311	320	341
	59.1	62.5	60.3	59.8	60.0	61.0

■年齢別 療育手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）

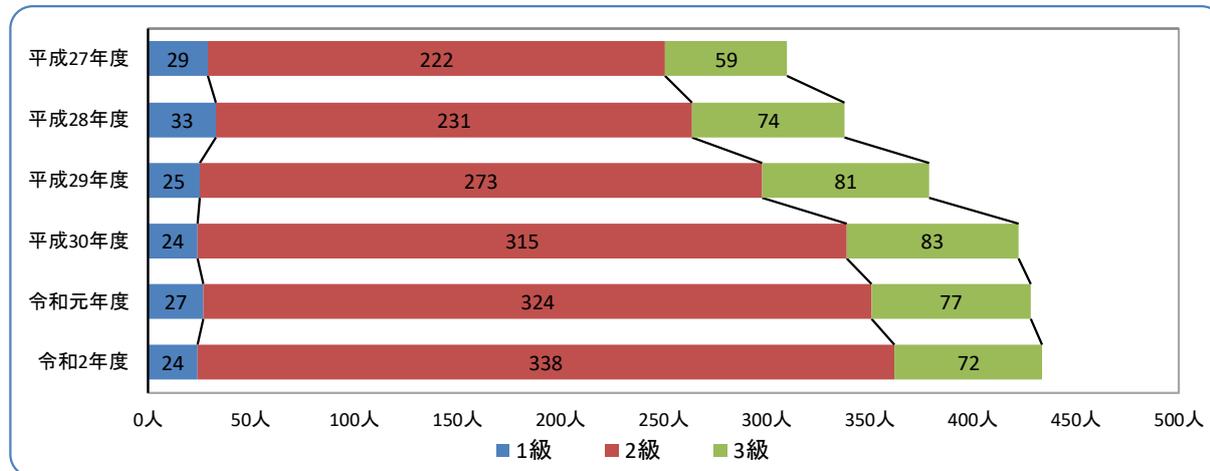


(単位: 人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	443	459	516	520	533	559
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18歳未満	84	84	93	84	79	81
	19.0	18.3	18.0	16.2	14.8	14.5
18歳以上	359	375	423	436	454	478
	81.0	81.7	82.0	83.8	85.2	85.5
(参考) 65歳以上	-	-	(45)	(44)	(55)	(69)
	-	-	(9)	(8.5)	(10.3)	(12.3)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

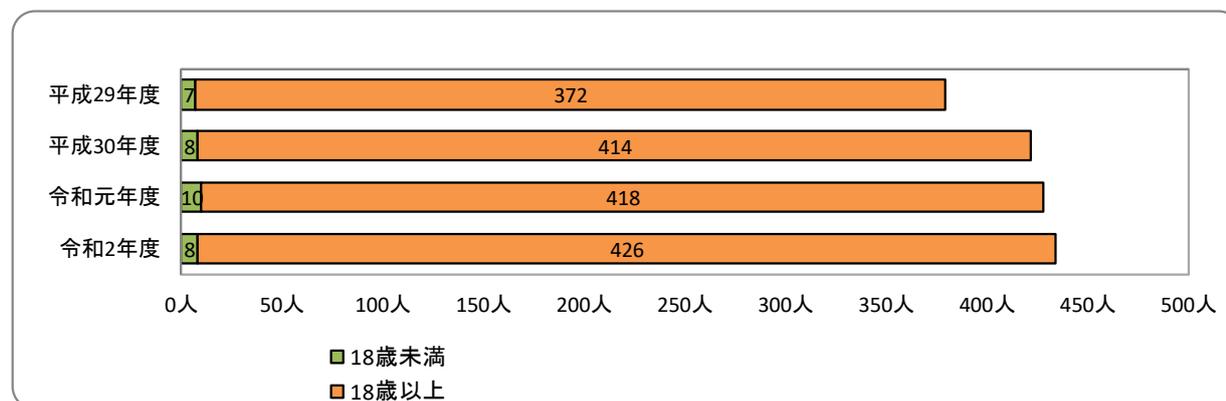
■障がい程度別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	310	338	379	422	428	434
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	29	33	25	24	27	24
	9.4	9.8	6.6	5.7	6.3	5.5
2級	222	231	273	315	324	338
	71.6	68.3	72.0	74.6	75.7	77.9
3級	59	74	81	83	77	72
	19.0	21.9	21.4	19.7	18.0	16.6

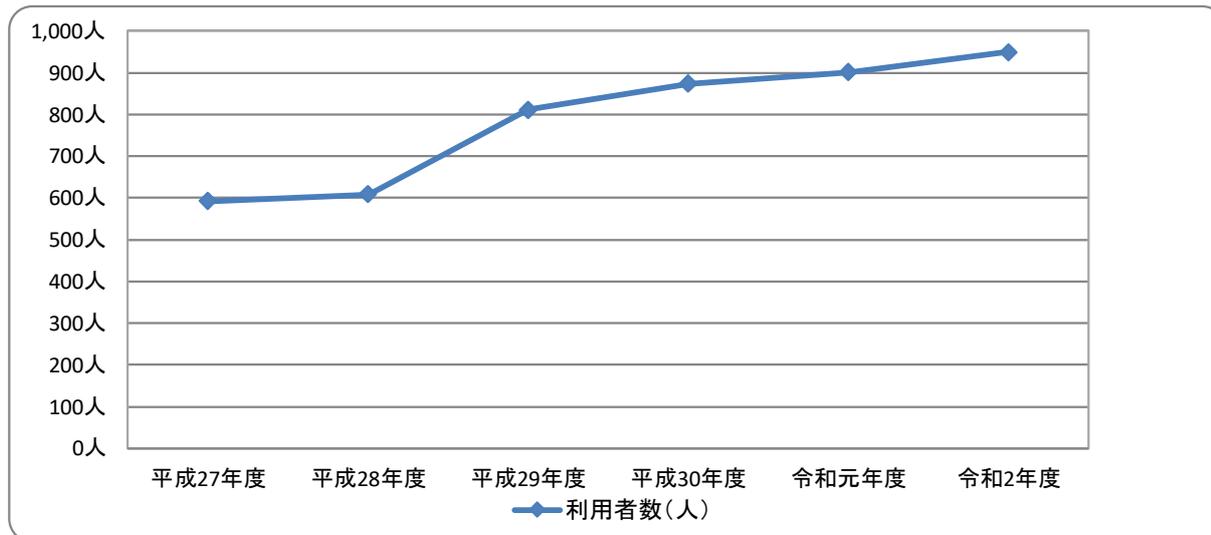
■年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	249	280	379	422	428	434
	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0
18歳未満	-	-	7	8	10	8
	-	-	1.8	1.9	2.3	1.8
18歳以上	-	-	372	414	418	426
	-	-	98.2	98.1	97.7	98.2
(参考) 65歳以上	-	-	(55)	(63)	(72)	(70)
	-	-	(14.5)	(14.9)	(16.8)	(16.1)

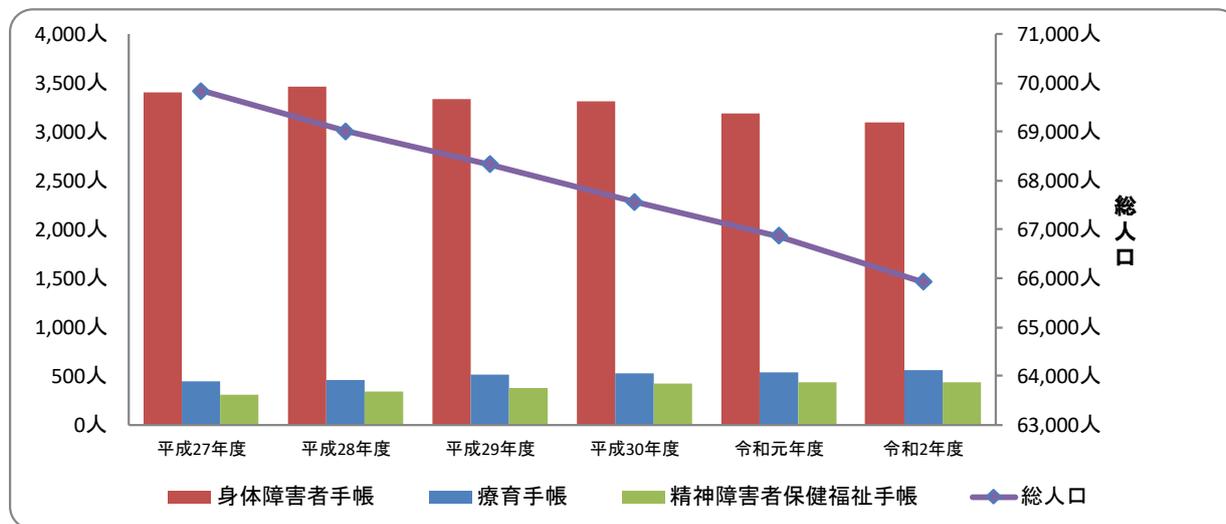
■自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移（各年度4月1日現在）



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	592	608	811	873	901	949

(4) 総人口に対する各障がい者手帳所持者数の割合

■総人口に対する各障がい者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	69,837	69,016	68,336	67,571	66,869	65,925
身体障害者手帳	4.9	5.0	4.9	4.9	4.8	4.7
療育手帳	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
精神障害者保健福祉手帳	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7

2 障がいのある人（子ども）のその他の状況

(1) 発達障がいのある人の状況

■ 発達障がい相談件数の推移（各年度末現在）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延件数(件)	58	20	13
実人数(人)	18	12	16

資料：石川県発達障害支援センター

(2) 高次脳機能障がいのある人の状況

■ 高次脳機能障がい相談件数の推移（各年度末現在）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延件数(件)	4	5	12
実人数(人)	1	2	3

資料：石川県高次脳機能障害相談・支援センター

(3) 難病のある人の状況

■ 特定医療費（指定難病）給付対象者の推移（各年度末現在）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数(人)	617	608	646

資料：石川県南加賀保健福祉センター

■ 小児慢性特定疾患医療給付対象者の推移（各年度末現在）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数(人)	59	53	51

資料：石川県南加賀保健福祉センター

(4) 障がい児保育の状況

■ 障がい児保育の状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人員(人)	49	47	40

資料：子育て支援課

■ こども育成相談センターへの通所児の状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人員(人)	56	48	51

資料：子育て支援課

(5) 特別支援学校の状況

■特別支援学校の児童生徒数(各年度4月1日現在)

(石川県立錦城特別支援学校) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	19	17	20
中学部	20	18	16
高等部	34	34	29
計	73	69	65

資料:石川県立錦城特別支援学校

(石川県立小松瀬領特別支援学校) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	0	0	0
中学部	0	1	0
高等部	0	0	0
計	0	1	0

資料:石川県立小松瀬領特別支援学校

(石川県立いしかわ特別支援学校) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	1	0	0
中学部	2	2	0
高等部	0	0	2
計	3	2	2

資料:石川県立いしかわ特別支援学校

(石川県立ろう学校) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	0	0	1
中学部	0	0	0
高等部	2	1	0
計	2	1	1

資料:石川県立ろう学校

■特別支援学校の高等部生徒の卒業後の進路(各年度末現在)

(石川県立錦城特別支援学校) (単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
進学(専門学校、教育訓練校等)	0	0	0
就職(一般企業)	7	3	3
福祉的就労(就労移行、就労継続A・B)	3	4	2
生活介護	2	2	3
施設入所支援	1	3	1
その他	1	0	0
計	14	12	9

資料:石川県立錦城特別支援学校

(石川県立ろう学校) (単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
進学(専門学校、教育訓練校等)	0	0	0
就職(一般企業)	0	1	1
福祉的就労(就労移行、就労継続A・B)	0	0	0
生活介護	0	0	0
施設入所支援	0	0	0
その他	0	0	0
計	0	1	1

資料:石川県立ろう学校

※ 石川県立小松瀬領特別支援学校・石川県立いしかわ特別支援学校は、平成29年度～令和元年度に卒業した高等部の生徒数は0人でした。

(6) 特別支援学級学年別児童生徒数の状況（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	7	14	16	14	15	10	76
中学校	7	10	10				27

資料：学校指導課

(7) 障がい者雇用の状況

■民間企業雇用率

（単位：％）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法定雇用率	2.0	2.2	2.2
全国	1.97	2.05	2.11
石川県	1.98	2.18	2.28
加賀市	2.11	2.37	2.14

資料：ハローワーク加賀

■市職員雇用率

（単位：％、人）

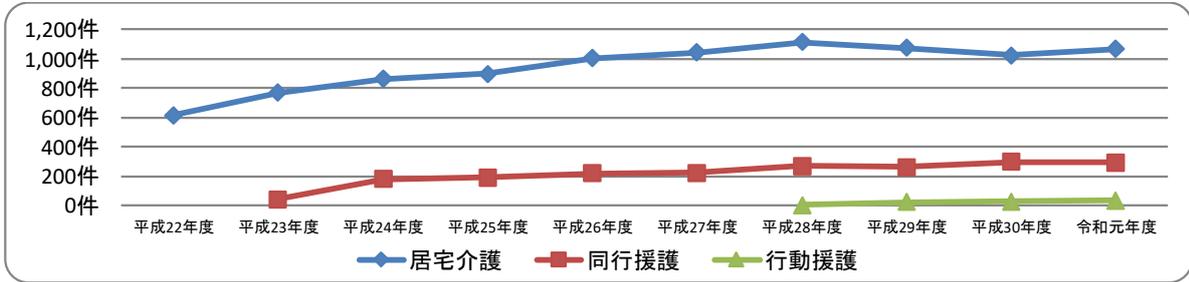
区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	市長部局	教育委員会	市長部局	教育委員会	市長部局	教育委員会
法定雇用率	2.3	2.3	2.5	2.5	2.5	2.5
雇用率	2.34	2.29	2.53	3.19	2.85	2.23
不足数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：総務課

※ 「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から雇用している障がい者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

3 障害福祉サービス等の利用状況

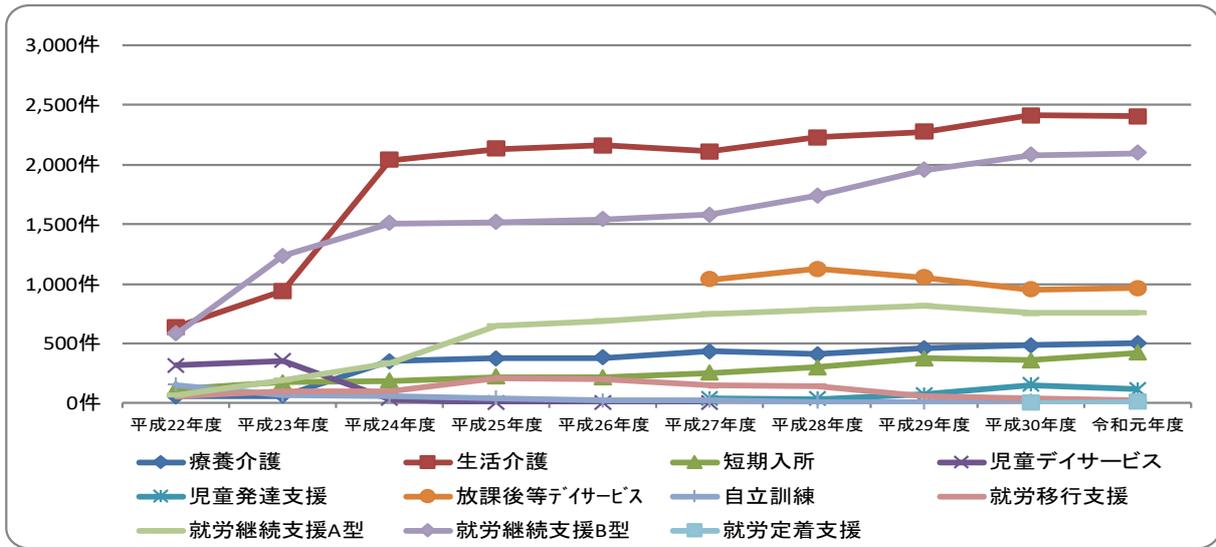
(1) 訪問系サービスの延利用者数



(単位:件 ※1か月あたりの利用人数の年間合計値)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護	616	767	864	898	1002	1042	1114	1,076	1,023	1,068
同行援護		44	179	191	220	223	270	263	298	293
行動援護							4	24	27	34

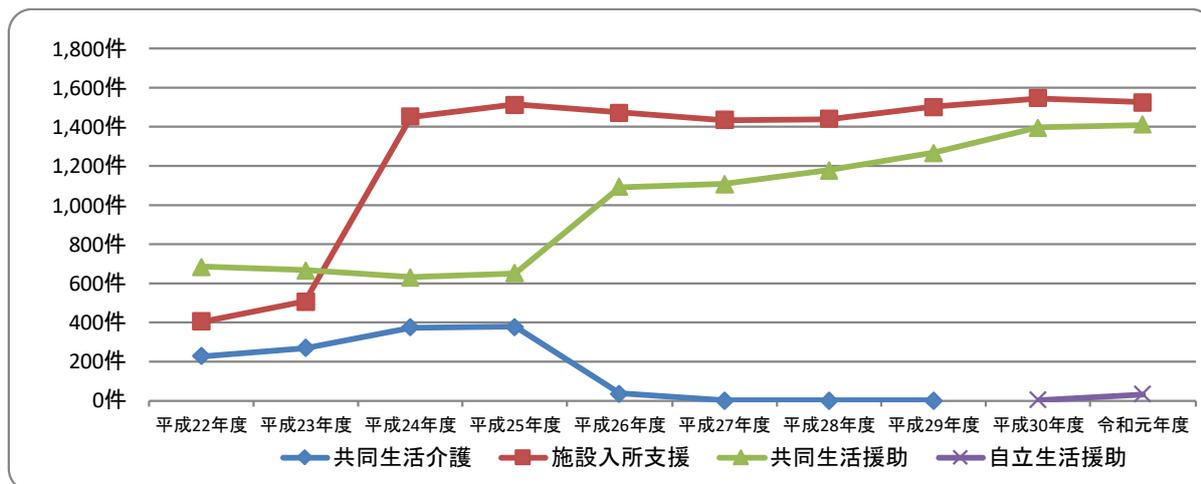
(2) 日中活動系サービスの延利用者数



(単位:件 ※1か月あたりの利用人数の年間合計値)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療養介護	56	60	349	375	379	436	408	458	486	503
生活介護	638	938	2,037	2,130	2,160	2,111	2,229	2,275	2,412	2,404
短期入所	119	173	188	218	215	252	299	375	360	422
児童デイサービス	318	356	36	0	0	0				
児童発達支援						39	33	71	151	115
放課後等デイサービス						1,037	1,125	1,055	954	966
自立訓練	151	70	55	45	24	23	11	6	21	26
就労移行支援	55	96	100	213	204	147	146	58	42	22
就労継続支援A型	70	194	339	648	693	751	783	818	756	758
就労継続支援B型	581	1,236	1,509	1,518	1,542	1,581	1,739	1,955	2,082	2,095
就労定着支援									0	8

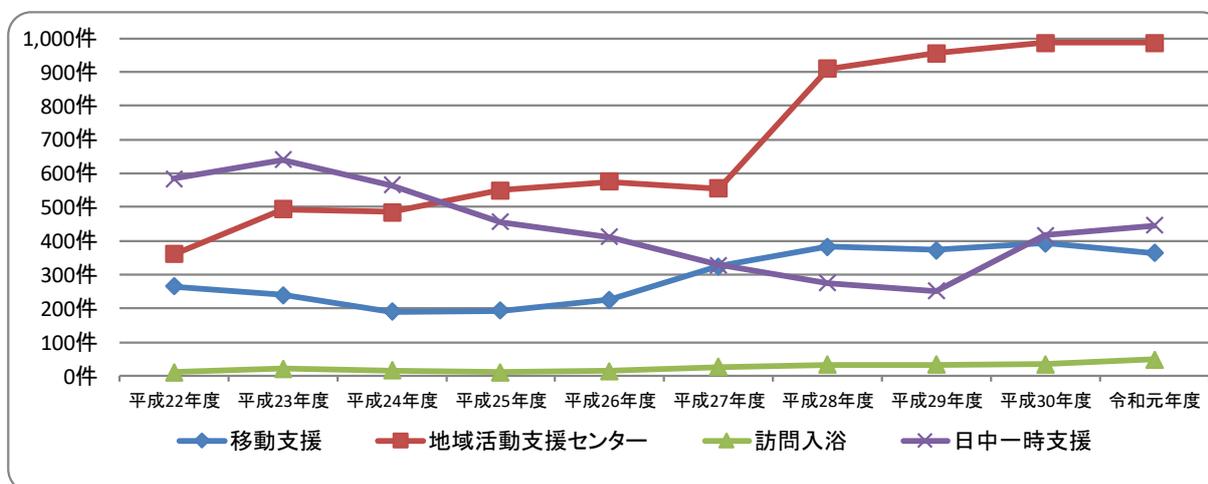
(3) 居住系サービスの延利用者数



(単位:件 ※1か月あたりの利用人数の年間合計値)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
共同生活介護	227	269	374	378	35	0	0	0		
施設入所支援	404	505	1,453	1,513	1,474	1,436	1,441	1,503	1,546	1,526
共同生活援助	682	665	630	652	1,092	1,107	1,178	1,266	1,397	1,411
自立生活援助									2	33

(4) 地域生活支援事業の延利用者数



(単位:件 ※1か月あたりの利用人数の年間合計値)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
移動支援	265	240	191	193	226	325	382	372	393	364
地域活動支援センター	361	493	485	550	576	555	909	955	985	985
訪問入浴	12	22	17	12	14	26	33	33	36	49
日中一時支援	583	640	565	456	412	328	276	251	416	445

(5) 障害支援区分認定状況（各年度10月1日現在）

(単位:人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
平成29年度	10	49	77	74	74	127	411
令和2年度	6	43	90	95	69	151	454

第2部 各論

第1章 計画の基本構想

1 基本理念

「あたりまえに暮らせるまち 加賀市」の実現に向けた取組を一層推進していくため、第5期計画において設定した基本理念を本計画においても継続して設定します。

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり

障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うことが必要です。

障がいのある人もない人も、「あたりまえの生活」を送ることができるような社会を築き、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人について正しい認識を持つと共に、障がいのある人が、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や社会環境の充実等の諸条件を整備していくことが極めて重要な要素となります。

本計画の策定に当たっては、障がいのある人に対する支援を当然のこととする「社会モデル」(*)の観点に立ち、障害者基本法の「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」との理念に則り、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現を目指していくことを基本理念とします。

※「社会モデル」とは

障がいのある人が受ける社会的不利はその人個人の問題であるとする「医学モデル」に対して、「社会モデル」とは、障がいのある人が受ける社会的不利を社会の問題であるとする考え方です。障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を失われた人と考えます。例えば、駅の乗り場が2階で、階段しかない場合に、車椅子の人が階段を上れずに電車に乗れないのは、エレベーターがないという障壁のためであり、このことが能力発揮の機会を奪われているということです。エレベーターが設置されていれば、一人で2階に行けるので障がいを感じなくなります。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を定めます。

【基本目標1】 人にやさしいまちづくり

市民、事業者、行政が一体となり、障がいのある人を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、支援を必要とする人を地域ぐるみで支援する体制を構築し、障がいのある人とその家族が安心して暮らし、社会参加ができるまちづくりを推進します。

【基本目標2】 じりつと社会参加の基盤づくり

障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備、働く意欲を持つ障がいのある人の適性と能力に応じた就労の場の確保、生活を豊かにするスポーツや文化芸術活動の推進などに努め、障がいのある人がじりつとした生活を送ることができ、あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

【基本目標3】 暮らしの基盤づくり

障がいのある人の健康の保持・増進を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供と助言、その他障害福祉サービス等の利用を支援するための相談支援の拠点の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

3 施策の体系

目標	施策	施策の方向性	
1 人にやさしいまちづくり	(1) 障がいと障がいのある人への理解	① 広報・啓発の推進	
		② 学校教育における理解促進	
	(2) 安全・安心のまちづくり	① 安心なまちづくり	
		② 安全な移動の確保	
		③ 防災・防犯対策の推進	
	(3) 地域福祉の推進	① 地域福祉活動の推進	
		② 関係団体との連携	
	2 じりつと社会参加の基盤づくり	(1) 障がいのある子どもの育成・教育	① 早期療育の充実
			② 学校教育の充実
③ 障害児通所支援サービスの充実			
④ 医療的ケア児の支援体制の整備			
(2) 雇用・就労		① 一般就労のための雇用の場の拡大	
		② 多様な就業機会の確保	
(3) スポーツ・文化芸術活動		① スポーツ活動の推進	
		② 文化芸術活動の推進	
3 暮らしの基盤づくり		(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期対応の推進
	② 健康の保持・増進		
	③ 医療サービスの充実		
	(2) 生活支援サービス	① 障害福祉サービス等の充実	
		② 生活の場の確保	
		③ 地域生活支援の体制整備の促進	
	(3) 相談支援・情報提供	① 相談支援体制の充実	
		② 情報提供の充実	
		③ 権利擁護の推進	

第2部 各論

第2章 加賀市障がい者計画

1 人にやさしいまちづくり

(1) 障がいと障がいのある人への理解

《現状・課題》

- 「あたりまえの生活」ができるまちづくりを目指すには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人についての先入観や偏見をなくすことが必要不可欠です。
- 障がいがあることで嫌な思いをしたことのある人は、アンケート調査の結果では、全体で43.2%を占めています。地区の行事やお店などの店員の対応が最も多く、職場や学校でのつきあいが次に続いています。
- 障害者差別解消法では、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」や、障がいのある人への「合理的配慮の提供」が求められており、これらを社会に浸透させるためにも、障がいや障がいのある人への理解を促進することが必要です。
- 障がいのあるなしにかかわらず、お互いの理解を深めていくためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に重要です。その観点から本市では、小学生等を対象とした手話教室を開催し、幼少の頃から聴覚に障がいのある人と接する機会を設けています。また、12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、3障がい連絡協議会による市民への理解啓発活動が行われています。
- 本市では、「加賀市手話施策推進方針」に基づき、手話が「言語」であることへの理解の促進及び手話の普及を推進することとしています。
- 障がい者施策を展開するうえで、障がいや障がいのある人について特別視しない、こころのバリアフリーを浸透させることが極めて重要な要素となります。

《重点的な取組の内容》

① 広報・啓発の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	障がい者差別解消のための職員研修	○ 「加賀市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市職員が適切に対応できるよう研修を行います。	○ 新規採用職員への研修を実施	ふれあい福祉課
2	広報、市ホームページ等での啓発	○ 広報や市ホームページ等に障がいに関する記事を掲載し、正しい知識の普及や理解の促進を図ります。	○ いしかわ支え合い駐車場制度、ヘルプマーク等に関する記事を掲載	ふれあい福祉課
3	障害者週間における啓発	○ 障害者週間に合わせて、啓発ポスターの掲示や、障がい者理解に関するチラシの配布などを行います。	○ 障害者週間街頭キャンペーンを実施（チラシ配布）	ふれあい福祉課
4	障がい者理解のための講演会	○ 障がい者理解のための市民向け講演会を開催します。	○ 市民福祉大会において障がい者理解のための講演会を開催	ふれあい福祉課
5	地域活動支援センター機能強化事業	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催や機関紙の発行などで、障がいのある人への理解促進を図ります。	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催 ○ 機関誌「アーモンド」の発行	ふれあい福祉課
6	意見交換会の開催（よろしくトーク）	○ 障がいのある人と、地域の民生委員等との意見交換の場を設け、共生社会の実現を図ります。	○ 新型コロナウイルス感染防止のため中止	ふれあい福祉課
7	手話理解促進事業	○ 手話を使いやすい環境を整備し、手話の普及啓発を行うことで、障がいへの理解促進につなげます。	○ 手話に関するパネル、書籍等の展示（市役所・図書館等） ○ ろう講師による手話講習会（福祉事業所2か所）	ふれあい福祉課
8	かもまる講座（市職員出前講座）	○ 障がいのある人の支援や障がいへの理解について、希望する市内の団体向けに出前講座を開催します。	○ 職員による出前講座を4回開催	ふれあい福祉課

② 学校教育における理解促進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	児童生徒の交流	○ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校と小中学校との交	○ 学校間交流 小学部 2回、 中学部 4回	学校指導課

		流の機会を設けます。	(内1回高等部含む) ○ 居住地校交流 小学部 9回	
2	小学校等手話教室	○ 小学校等で「ろう講師」による手話教室を開催し、手話と障がいのある人への理解を促進します。	○ 手話教室の開催 小学校6校6クラス 高校1校2クラス	ふれあい福祉課

(2) 安全・安心のまちづくり

《現状・課題》

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）により、公共交通機関・建築物・道路・駐車場・公園等について、バリアフリー化を推進していくことが定められています。これにより、公共施設のみならず、医療機関や金融機関、飲食店等公共性の高い民間施設においても、ハード面・ソフト面の両面からバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を浸透させていく必要があります。また、単に現状の改善だけにとどまらず、計画の段階から利用者の声を聴き、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、検討していくことも必要です。
- 本市では、「加賀市手話施策推進方針」に基づき、手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりを推進することとしています。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）、「加賀市読書活動推進条例」の趣旨を踏まえ、すべての市民が読書活動や交流ができるよう環境づくりに努めることとしています。
- 誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指すには、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）を活用して、障がいのある人の生活や就労を支援することも必要です。
- アンケート調査の結果では、外出時の困りごととして公共交通機関の不足を挙げる人や、就労支援として通勤手段の確保が必要と回答する人の割合が大きくなっています。本市では、路線バスによる「幹線ネットワーク」と乗合タクシーによる「面的ネットワーク」を整備していますが、自動車を運転できない市民の移動手段について利便性をさらに向上させる必要があります。

- 障がいのある人は、災害に対してさまざまな不安を抱えています。アンケート調査の結果では、迅速に避難できないことをはじめ、投薬や治療が受けられなくなること、避難所での生活、必要な設備環境などへの不安が多く挙げられており、障がい種別や程度に応じた適切な支援体制を確立する必要があります。
- 特に、安否確認や避難の手助けのためには、障がいのある人の所在などの情報を事前に把握しておくことや地域の自主防災組織と連携することが必要であり、安全と安心の確保のための重要な要素となります。
- 本市では、本人同意と詳細情報の収集により要支援者を事前に把握し、名簿を使った「加賀市地域見守り支えあいネットワーク」を進めており、当事者のプライバシーに配慮したうえで、地域の理解と協力を高めるための意識啓発や避難訓練などの具体的な取組を、日頃から積み重ねておくことが必要です。
- 障がいのある人が消費者被害や犯罪、事故に巻き込まれることなく、安心して地域生活を送ることができるよう、地域における日頃の防犯体制の取組が必要です。

《重点的な取組の内容》

① 安心なまちづくり

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	公共施設のバリアフリー化	○ 「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」の整備基準に基づき、公共施設の整備、改修の際にバリアフリー化を行います。	○ 勅使地区会館大規模改修 ○ 小学校・体育施設のトイレ洋式化など	公共施設所管課
2	スマートシティ推進事業	○ 市民生活の利便性向上のため、デジタル化の推進を図ります。	○ 電子申請の検討 ○ 遠隔操作分身ロボット「アバター」の実証など	スマートシティ課 ふれあい福祉課
3	手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり	○ ろう者(=手話を言語とする人)の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。 ・手話による情報提供の充実	○ 市民向けの手話講座(入門・基礎)の開催 ○ 小学校等手話教室の開催(再掲)	ふれあい福祉課

第2部 各論 第2章 加賀市障がい者計画

		・多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり		
4	読書環境の整備	○ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「加賀市読書活動推進条例」の趣旨を踏まえ、読書環境の整備を推進します。	(新規事業)	生涯学習課 (図書館) ふれあい福祉課

② 安全な移動の確保

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	公共交通体系の充実	○ 外出時において、移動に支障のある障がいのある人はもとより、自動車の運転ができない市民の移動手段の利便性向上に努めます。	○ 生活バス路線の運行費を助成 ○ 乗合タクシーの予約・配車システムの導入	スマートシティ課
2	移動支援事業	○ 屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促進するため、移動に同行し支援します。	○ 支援件数 364件	ふれあい福祉課
3	自動車運転免許取得・改造助成事業	○ 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人のじりつと社会参加を促進します。	○ 自動車運転免許取得助成 2人 ○ 自動車改造助成 3人	ふれあい福祉課
4	福祉タクシー利用料金助成事業	○ 移動が困難な重度の障がいのある人に、小型タクシーの基本料金を助成します。	○ 福祉タクシー助成人数 182人	ふれあい福祉課

③ 防災・防犯対策の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	地域見守り支えあいネットワーク事業	○ 災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人に対し、地域見守り支えあいネットワークの登録を勧奨し、その情報等が記載された名簿を、地域の支援者等（民生委員・児童委員、町内会長、消防、警察）に提供し、あらかじめ把握できる体制整備を推進します。	○ 登録者 2,528人（うち障がいがある方672人） ○ 名簿を配布した町内会 271町	地域福祉課 ふれあい福祉課 長寿課
2	福祉避難所の円滑な設置・運営	○ 災害時において、指定避難所では生活に支障を来たす障がいのある人のための福祉避難所について、設置・運営研修を実施し、円滑な設置・運営を図ります。	○ 福祉避難所設置訓練の実施 ○ 福祉避難所の設置について68施設と協定(うち障がい者施設 12)	地域福祉課 ふれあい福祉課 長寿課

3	総合防災訓練の開催	○ 総合防災訓練等の機会を通じて、防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災意識の向上を図ります。	○ 山代中学校を主会場として総合防災訓練を開催	防災対策課 ふれあい福祉課 警防課 消防署
4	消費生活相談	○ 悪質商法による被害や買い物のトラブルなど消費生活に関する相談支援を行います。	○ 消費生活センター相談取扱件数 293件	地域福祉課

(3) 地域福祉の推進

《現状・課題》

- 福祉の向上は、制度の充実だけではなく、ボランティアをはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。
- 本市では、民生・児童委員や町内会等と連携し、障がいのある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、支えあうネットワークづくりを推進しています。また、加賀市社会福祉協議会では、加賀市ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及啓発と確保を図っています。
- このような地域におけるさまざまな取組の成果から、障がいのある人に対する理解は徐々に進んでいますが、こころのバリアフリーの浸透状況は決して十分とは言えません。
- 今後も、加賀市社会福祉協議会や各種団体との連携を強化し、さまざまな機会と手段を利用して、障がいや障がいのある人についての認識や理解をより一層深め、全ての人々が共に支えあい、主体的に地域への活動に参加できるよう、住民参加による障がい者福祉を進めていく必要があります。

《重点的な取組の内容》

① 地域福祉活動の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	地域活動支援センター機能強化事業 (再掲)	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催や地域への移行支援等を通じて、福祉人材の育成や地域の関係機関との連携強化を図ります。	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催 ○ 機関誌「アーモンド」の発行 ○ 地域移行支援会議における支援の検討	ふれあい福祉課

第2部 各論 第2章 加賀市障がい者計画

2	地域活動支援センター事業	○ 創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。	○ 地域活動支援センター利用者数 985人	ふれあい福祉課
3	奉仕員養成研修事業	○ 点訳・音訳・手話・要約筆記の奉仕員を養成するため、必要な技術等の習得を目的とした研修を行います。	○ 各奉仕員の養成講座を開催	ふれあい福祉課

② 関係団体との連携

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	加賀市じりつ支援協議会の開催	○ 保健・医療、教育・療育、雇用などの関係者、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者団体、行政機関などで構成する加賀市じりつ支援協議会において、本市の地域課題の整理、改善に向けた検討などを行うほか、障がいのある人の支援ができる人材の育成を図ります。	○ 相談事業所連絡会、ケース検討会、各ワーキング、障がい福祉全体会を開催し、地域課題等の情報共有や改善等の検討を実施 ○ 「接遇」に関する研修会を開催	ふれあい福祉課
2	地域ケア会議の開催	○ 地域生活支援拠点の整備・運営に関する協議や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、関係機関と「地域ケア会議」を開催します。	○ 加賀市じりつ支援協議会において協議の場の設置について協議を実施	ふれあい福祉課
3	3障がい連絡協議会への活動支援	○ じりつした日常生活、社会生活を営むことができるよう、3障がいの連合体による地域における自発的な取組みを支援します。	○ 加賀市じりつ支援協議会のワーキングで3障がい連絡協議会の運営サポートを実施	ふれあい福祉課

2 じりつと社会参加の基盤づくり

(1) 障がいのある子どもの育成・教育

《現状・課題》

- 市内の全ての保育園や幼稚園においては、障がいのある子どもの受入を行っているほか、市内の市立小中学校では、必要に応じて、特別支援学級が設置されています。
- 特に、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいのある子どもが増加している状況において、小中学校における指導体制を充実していくとともに、保育園、幼稚園から小学校、中学校へと、個々の児童生徒に対して、切れ目のない一体的な支援が行える体制を構築していく必要があります。
- 障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、共に学び育つインクルーシブ教育（障がいのあるなしを問わず、全ての子どもが共に学ぶことを理念とする教育）を原則とし、教育内容や方法の改善を図る等必要な施策を講じなければならない旨が規定されています。
- 全ての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程の編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上等のための研修の充実と望ましい教育環境の整備や保護者に対する相談の充実が必要となります。
- 本市では、発達障がいのある子どもへの対応も含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進していますが、更に支援内容の研究・検討を進めていくとともに、誰もが共に学びあう環境を作ることを基本として、障がいのある子どもの発達を最大限にするための教育システムについて研究・検討し、全ての子どもの豊かな人格形成のための学校教育を充実していくことが必要となります。
- また、医療的ケアを要する障がいのある子ども（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携

を図るための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が求められています。

《重点的な取組の内容》

① 早期療育の充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	こども育成相談センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の遅れや心配のある児童やその保護者等に対し、相談支援、発達支援、情報提供などの包括的支援を実施します。 ○ 保健・保育・福祉・教育が連携して対応し、助言や情報提供等の支援を行うための体制強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ことばの相談、保育園・学校訪問、専門医への紹介を実施 ○ こども育成支援会議の開催 ○ ことばとまなびの巡回訪問（特別支援教育にたずさわる教員による市内全園訪問）の実施 	子育て支援課
2	障がい児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育を必要とする障がいのある児童を保育園に受け入れ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全保育園、認定こども園で実施 	子育て支援課

② 学校教育の充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	特別支援学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を活かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法について更に改善・工夫をして、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級担任に教育課程編成等について研修会を開催 ○ 学校訪問での助言を実施 	学校指導課
2	特別支援教育研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催 ○ 特別支援教育講演会の開催 	学校指導課

③ 障害児通所支援サービスの充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	児童発達支援センターの設置	○ 通所利用の障がいのある子どもやその家族に対する支援等を行う児童発達支援センターを設置します。	○ 児童発達支援センターを1か所設置	ふれあい福祉課
2	サービスの質を向上させるための取組	○ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析・活用を行います。	(新規事業)	ふれあい福祉課

④ 医療的ケア児の支援体制の整備

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	○ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。	○ 市の関係部署で連携強化を図るための協議を実施 ○ 関係機関を交えたケース会議を開催	ふれあい福祉課 子育て支援課 健康課 学校指導課
2	医療的ケア児支援のコーディネーターの配置	○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	○ 県のコーディネーター研修(基礎)に2人受講	ふれあい福祉課

(2) 雇用・就労

《現状・課題》

- 令和元年度の障がいのある人の実雇用率は、全国平均で2.11%、石川県平均で2.28%、本市平均で2.14%となっており、本市では法定雇用率の2.2%を下回っています。障がいのある人が一般企業で自分の希望どおり就労できる環境づくりはまだまだ十分ではなく、雇用情勢は依然厳しい状況にあります。障がいのある人のじりつと社会参加において、働くということは自己実現のための方策のひとつとして有効であると考えられるため、今後も更なる充実強化が必要となります。
- 障がい事由によって一般就労が困難である人には、福祉的就労について、就労環境の向上等の支援策が必要です。
- また、テレワークによる在宅勤務など、多様な就業機会の確保も求められます。

《重点的な取組の内容》

① 一般就労のための雇用の場の拡大

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	企業等への働きかけ事業	<p>○ 障がいのある人の一般就労と職場への定着を促進するため、市内の企業等への訪問やリーフレットの送付などにより、障がいのある人の雇用について理解を求めるとともに、職場における合理的配慮について啓発を行います。</p> <p>○ 「就労支援体制検討会」(市、基幹相談支援センター、相談支援事業所かが、こまつ障害者就業・生活支援センター、ハローワーク加賀、加賀商工会議所、就労移行支援事業所)に参画し、就労支援体制の検討を行います。</p>	<p>○ 就労支援体制検討会を開催し、協議や企業訪問等を実施</p> <p>○ 加賀市での合同面接会に参画(参加者15名のうち2名が一般就労につながった。)</p>	ふれあい福祉課
2	就労支援ネットワークの強化	<p>○ 障がいのある人の一般就労を促進するため、小松市・加賀市・能美市・川北町の3市1町の福祉団体、行政、企業等で構成された「南加賀就労支援強化連絡会」に参画し、連携を図ります。</p>	<p>○ 南加賀就労支援強化連絡会における働く人の情報誌「クローバー」の発刊に参画</p> <p>○ 合同面接会に参画</p>	ふれあい福祉課

② 多様な就業機会の確保

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	障がいのある人のテレワークの推進	<p>○ 障がいのある人のテレワークによる就労の推進を図ります。</p>	<p>○ テレワーク説明会を開催(1名が雇用に結びついた)</p>	ふれあい福祉課
2	障害者優先調達推進法の推進	<p>○ 市が発注する物品又は役務の調達のうち、就労系事業所が受注可能な物品又は役務について、就労系事業所へ発注するよう努めます。</p> <p>○ 障害者優先調達推進法の趣旨に則り、広く市民等に対しても、就労系事業所の利用について働きかけを行います。</p>	<p>○ 市ホームページに「加賀市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を掲載(目標値 2,672,477円、実績 2,939,588円)</p> <p>○ ホームページに「市内障がい者就労施設等の供給可能物品及び提供可能役務一覧」を掲載</p>	<p>財政課</p> <p>ふれあい福祉課</p>

(3) スポーツ・文化芸術活動

《現状・課題》

- 各種スポーツ・レクリエーションや文化芸術活動は、生活の質を向上させるうえで重要なものです。また、このような社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解や連帯感を強めていくことにもつながります。
- 本市では、スポーツ大会・スポーツ教室や各種講座、障がいのある人等の作品展を開催し、障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を積極的に支援しています。しかし、参加者が特定者に固定しているほか、障がいのある人もない人も一緒に参加し、障がいのある人同士が楽しむ機会はまだまだ十分とは言えません。特に、スポーツ・レクリエーション活動に関しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの状態に合ったプログラムや専門的な指導者の確保なども必要になっています。
- 今後は、障がいのあるなしにかかわらず、年齢や体力、障がい事由に応じてさまざまな活動に参加できるよう、スポーツ・文化芸術の振興についてより一層の充実強化が必要となります。

《重点的な取組の内容》

① スポーツ活動の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	○ スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、加賀市障がい者スポーツ大会等の開催や、他団体が主催するスポーツイベントへの参加を促進します。	○ 市障がい者スポーツ大会参加者数 239人（ボランティア含む） ○ 県障害者スポーツ大会ほか各種大会への参加支援	ふれあい福祉課

② 文化芸術活動の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	作品展の開催	○ 障がいのある人が制作した作品を展示する機会を提供する作品展を開催し、障がいのある人の創作意欲の向上を図ります。	○ 障がいのある人等が制作した作品の展示会を開催（かがりび作品展、ふれあい展）	ふれあい福祉課

3 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

《現状・課題》

- 発達の遅れや障がいの早期発見、早期対応のため、妊娠期・出産期・乳幼児期にわたる妊婦健康診査や乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等から子どもの成長段階に応じた支援につなげられるよう、保育園や幼稚園、医療機関等の関係機関へのスムーズな橋渡しが求められます。
- 乳幼児健康診査などで発見した発達の遅れが気になる子どもとその保護者に対しては、事後指導教室などで支援を行い、必要に応じて各種専門機関等の利用へつなげています。保護者が子どもの障がいを受け入れる段階には個人差があるため、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援が必要です。
- 成人期における循環器疾患やがんを含めた生活習慣病等に起因する障がいを未然に防ぐため、19歳以上の市民を対象に生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けた特定健診等生活習慣病予防健診及びがんの早期発見のための大腸がん検診等のがん検診を行っています。
- 今後は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化も予想される中で、誰もが心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスをより一層充実させていくことが必要となります。

《重点的な取組の内容》

① 疾病の予防と早期発見・早期対応の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	健康診査・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から出産まで、切れ目ない健診・相談体制を充実させます。 ○ 新生児聴覚スクリーニング検査と精密検査を実施し難聴の早期発見・早期対応に努めます。 ○ 4か月半児、1歳6か月児、3歳2か月児の各健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期対応につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査利用率 99.7% ○ 母子手帳交付時の相談 100.0% ○ 聴覚スクリーニング検査受診率 100.0% ○ 乳幼児健診受診率・4か月半 98.0% 	健康課

第2部 各論 第2章 加賀市障がい者計画

		<p>を行います。</p> <p>○ 乳幼児健康診査未受診者の把握と受診率の向上に努めます。</p>	<p>・1歳6か月 97.1%</p> <p>・3歳2か月 96.2%</p> <p>○ 各種健康診査未受診者把握率 100.0%</p>	
2	健康診査後の事後指導の強化	<p>○ 乳幼児健康診査で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し、健康相談等必要な事後指導を行い、一人ひとりに応じた支援を行います。</p>	<p>○ 乳児相談参加率 73.7%</p> <p>○ 幼児相談参加率 60.2%</p>	健康課
3	こども育成相談センター事業（再掲）	<p>○ 発達の遅れや心配のある児童やその保護者等に対し、相談支援、発達支援、情報提供などの包括的支援を実施します。</p> <p>○ 保健・保育・福祉・教育が連携して対応し、助言や情報提供等の支援を行うための体制強化を図ります。</p>	<p>○ ことばの相談、保育園・学校訪問、専門医への紹介を実施</p> <p>○ こども育成支援会議の開催</p> <p>○ ことばとまなびの巡回訪問の実施</p>	子育て支援課
4	成人の健康診査体制の充実	<p>○ 生活習慣病の予防に向けて、特定健康診査や特定保健指導を計画的に実施し、受診率又は実施率の向上に努めます。</p> <p>○ 障がいの原因となる疾病の予防に向け、大腸がん等のがん検診を行い、受診率の向上に努めます。</p>	<p>○ 特定健診受診率 43.3% (H30年度法定報告)</p> <p>○ 特定保健指導実施率 75.3% (H30年度法定報告)</p> <p>○がん検診を実施</p>	健康課

② 健康の保持・増進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	生活習慣病予防知識の普及・啓発	<p>○ 生活習慣病の予防、健康の保持・増進を図るため、健康教育及び健康相談の充実に努めます。</p> <p>○ チラシの配布や広報掲載等の方法により、市民の生活習慣病の予防及び健康増進に努めます。</p>	<p>○ 7月広報に生活習慣改善パンフレットを折込</p> <p>○ 総合健康相談：764人（随時）</p> <p>○ 重点健康相談：382人（22回）</p> <p>○ 健康教育：4,104人（137回）</p>	健康課
2	健康づくりの推進	<p>○ 市民一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るため、健康応援プランに基づき、市民と行政、民間企業、大学、各種団体等の協働により市民の主体的な健康づくりの取組を支援する「健食健歩プロジェクト」の推進に努めます。</p>	<p>○ 「健食健歩プロジェクト」に基づく事業を実施（ラジオ体操教室、運動・調理セミナー、ウォーキング会等）</p>	健康課

③ 医療サービスの充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	医療費の助成	○ 育成医療費、更生医療費の給付や、心身医療費の助成制度により、障がいのある人の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくします。	○ 心身医療費助成について65歳未満は現物給付、65歳以上は償還払いにて実施	ふれあい福祉課

(2) 生活支援サービス

《現状・課題》

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用は、訪問系サービスが高い水準で推移し、日中活動系サービスは増加傾向にあります。
- アンケート調査の結果では、「自宅で家族と暮らしたい」という希望が多いこと、地域で生活するためには、「在宅での医療ケアや在宅サービスが適切に利用できること」が必要と回答する人が多いことから、在宅支援を充実させる必要があります。
- ヘルパーが不足しており、特に、重度の障がいや土日祝日・早朝・夜間に対応できる事業所が少ない状況にあります。ヘルパーの量的確保とともに、障がい特性を理解したヘルパーの確保・育成などが課題となっています。
- 障がいのある人が長期入院や施設入所から地域へ移行する際の基盤が必要となることから、地域で安全に安心して暮らすことができるグループホームを確保する必要があります。
- どのような生活形態を選択するかは、障がいのある人の自己選択・自己決定によるべきものですが、地域での生活を望む人が安心して地域における生活の維持及び継続が図られるよう、地域生活支援の体制整備を確立していく必要があります。

《重点的な取組の内容》

① 障害福祉サービス等の充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	日常生活用具給付等事業	○ 日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	○ 給付件数 1,763件	ふれあい福祉課
2	訪問入浴サービス事業	○ 移動入浴車等で訪問し、入浴支援を行います。	○ 利用件数 253件	ふれあい福祉課
3	生活訓練等事業	○ 日常生活上必要な訓練。指導等を行うため、生活訓練等の事業を実施します。	○ 聴覚障がい者生活教室 53人参加 ○ 視覚障がい者生活教室 12人参加	ふれあい福祉課
4	日中一時支援事業（日中ショートステイ・タイムケア）	○ 家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するために、障がい者等の日中における活動の場を確保し提供します。	○ 利用件数 445件	ふれあい福祉課
5	福祉機器リサイクル事業	○ 不要になった福祉機器をリサイクルし障がい者に貸し出します。また、公民館・医療機関等の公共的施設に配備し整備を行います。	○ 貸出件数 169件	ふれあい福祉課
6	サービスの質を向上させるための取組（再掲）	○ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析・活用を行います。	（新規事業）	ふれあい福祉課

② 生活の場の確保

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	グループホームの確保	○ 障がいのある人の地域移行等のニーズを踏まえて、地域で安全に安心して暮らすことができるグループホームの確保に努めます。	○ 令和2年度の開設に向けて協議を実施（1事業所）	ふれあい福祉課
2	住宅リフォーム助成	○ 居宅で障がいのある人等が安心して暮らせるように、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。	○ 助成件数 3人（高齢者含む）	ふれあい福祉課 長寿課

③ 地域生活支援の体制整備の促進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	地域ケア会議の開催（再掲）	○ 地域生活支援拠点の整備・運営に関する協議や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向	○ 加賀市じりつ支援協議会において協議の場の設置に	ふれあい福祉課

		けた協議の場として、関係機関と「地域ケア会議」を開催し、障がいのある人の地域における生活支援について協議を行います。	ついて協議を実施	
2	地域活動支援センター機能強化事業（再掲）	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催や地域への移行支援等を通じて、福祉人材の育成や地域の関係機関との連携強化を図ります。	○ こころの健康ボランティア養成講座の開催 ○ 機関誌「アーモンド」の発行 ○ 地域移行支援会議における支援の検討	ふれあい福祉課
3	地域活動支援センター事業（再掲）	○ 創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。	○ 地域活動支援センター利用者数 985人	ふれあい福祉課

(3) 相談支援・情報提供

《現状・課題》

- 障がいのある人の相談窓口として、市役所ふれあい福祉課のほか、一般相談の委託事業所が5か所あるほか、地域に障がい者相談員（令和2年度末 身体障がい者相談員11人、知的障がい者相談員4人、精神障がい者相談員1人計16人）を配置しています。
- 相談支援体制を強化するため、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しています。
- 相談の内容は、複雑化・複合化した生活課題が増えていることから、他制度・他機関と連携し、障がいのある人だけでなく、世帯を含めた重層的な相談支援の強化に努める必要があります。
- 悩みや困りごとの相談先として、家族や親せき、友人・知人を挙げる人が、アンケート調査の結果では、多数を占めています。
- 困った時には、身近な人のほか、適切な情報を提供できる支援機関にも相談できるよう、地域の相談支援体制の強化が必要です。
- 文字による情報取得が困難な障がいのある人に対する支援として、広報な

どの行政情報を点訳又は音訳し、希望者に提供しています。

- 意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることが困難な人の意思疎通の円滑化を図るため、市役所ふれあい福祉課に手話通訳者2人を配置しているほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。また、専門ボランティア養成のため、手話・要約筆記・点訳・音訳の各奉仕員養成講座を開催しています。
- アンケート調査の結果では、成年後見制度について内容を知らないと回答した人が、半数以上を占めており、制度内容について周知啓発するとともに、市長申立てを含めた制度利用について支援していく必要があります。

《重点的な取組の内容》

① 相談支援体制の充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	基幹相談支援センターの設置 (相談支援機能強化事業)	○ 障がいのある人が安心して暮らしていけるよう 相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。 ・ 総合的・専門的な相談支援の実施 ・ 地域の相談支援体制の強化 ・ 地域移行・地域定着の促進 ・ 権利擁護・虐待の防止 ・ 加賀市じりつ支援協議会の運営	○ 基幹相談支援センターを1か所設置	ふれあい福祉課

② 情報提供の充実

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	点字・声の広報等発行事業	○ 文字による情報の入手が困難な視覚障がい者に対し、社会生活上必要な情報を点訳、音訳その他視覚障がい者に分かりやすい方法により提供します。	○ 市の広報及び折込チラシの点訳・音訳を実施した。	ふれあい福祉課
2	読書環境の整備 (再掲)	○ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「加賀市読書活動推進条例」の趣旨を踏まえ、読書環境の整備を推進します。	(新規事業)	生涯学習課 (図書館) ふれあい福祉課
3	奉仕員養成研修事業 (再掲)	○ 情報提供を担う人材を確保するため、手話・要約筆記・点訳・音訳の各	○ 各奉仕員の養成講座を開催	ふれあい福祉課

第2部 各論 第2章 加賀市障がい者計画

		奉仕員養成講座を開催します。		
4	要約筆記者の派遣	○ 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることが困難な人の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。	○ 派遣件数 18件	ふれあい福祉課
5	手話による意思疎通支援	○ 手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。 ・手話通訳者等の派遣 ・手話通訳者等の処遇改善等	○ 手話通訳者派遣 66件 ○ 手話通訳者等資格取得助成 1件	ふれあい福祉課

③ 権利擁護の推進

No.	主な事業	方向性	令和元年度実績	担当部署
1	成年後見制度及び日常生活支援事業の普及	○ 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように支援する成年後見制度について、その周知を図ります。 ○ 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、その利用が困難な障がいのある人が成年後見制度を利用することができるよう、制度の利用を支援します。 ○ 判断能力が十分でない障がいのある人が、地域でじりつした生活を送ることができるよう、社会福祉協議会の日常生活支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。	○ 市長申立て件数 (要請書受理件数) ・ふれあい福祉課 1件 ・長寿課 7件 ・地域福祉課 1件 計 9件 ○ 報酬助成件数 ・ふれあい福祉課 1件 ・長寿課 2件 ・地域福祉課 0件 計 3件 ○ 成年後見センター「ほっこり」による相談及び事業の周知を実施 相談件数 ・知的：468件 ・精神：889件 ・高齢者：1,955件、 ・その他：31件 計 3,343件	ふれあい福祉課 長寿課 地域福祉課
2	障がい者虐待防止のための体制強化	○ 障がい者虐待防止等に関する広報その他啓発活動を行い、虐待防止の意識を高めます。 ○ 市障がい者虐待防止センター機能の一部を委託している相談支援事業所と連携し、夜間・休日における相談・通報・届出や虐待発生時の対応に係る体制強化を図ります。	○ 弁護士資格を有する市職員及び基幹相談支援センター職員が虐待対応の協議に出席 ○ 虐待防止周知カードを配布 ○ 虐待防止センター機能の委託により365日24時間体制で対応を实	ふれあい福祉課

第2部 各論 第2章 加賀市障がい者計画

			施	
3	虐待防止研修の充 実	○ 障がいのある人、高齢者、その養護者が安心して暮らし続けることが出来るよう、支え手となる専門職が権利擁護に関する共通認識を一層深めるため、研修の機会を提供します。	○ 市内の介護・障がい福祉サービス事業所及び相談員が在席する医療機関に向けて虐待防止研修会（視点編・居宅編・施設編）を計3回実施参加者計151名（うち障がい分野22名）	長寿課 ふれあい福祉課

第2部 各論

第3章 加賀市障がい福祉計画 及び加賀市障がい児福祉計画

1 成果目標

第6期計画の最終年度となる令和5年度における成果目標や、成果目標に関する主な活動指標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数（A）	125人	令和2年3月31日現在の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数（B）	123人	令和6年3月31日現在の施設入所者数
【目標値】 削減見込者数（A-B）	2人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	8人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数

【成果目標達成のための方策】

- 施設入所者の重度化・高齢化が進んでいることから、地域におけるグループホームの充実（重度化にも対応したグループホーム等含む）を図るとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを充実することによって、地域生活の基盤を確保し、地域移行の促進に努めます。
- 地域相談支援の充実、地域生活支援拠点の整備等を充実させることで、障がいのある人の地域における生活が促進されるよう努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催状況や精神障がい者の地域移行に係るサービスの利用見込みを設定します。

【国の基本指針】（参考）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人（H30：17.2万人）
- 早期退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上を基本とするものとされています。

※上記3項目は、都道府県により設定する成果目標

【主な活動指標】

項目	第6期見込み		
	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数（1月当たり）	1人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援利用者数（1月当たり）	1人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助利用者数（1月当たり）	73人	77人	81人
精神障がい者の自立生活援助利用者数（1月当たり）	2人	3人	4人

【見込量確保のための方策】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議を定期的に行い、精神障がい者の地域移行の促進に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人のじりつ支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行支援、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの目標値を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村又は圏域（近隣市町村）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
令和5年度末までの地域生活支援拠点等の箇所数	1箇所確保（市内）
運用状況の検証および検討	年1回以上

【成果目標達成のための方策】

- 地域生活支援拠点等に必要とされる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を確保するため、地域全体でサービスを提供できる体制を整えます。
- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討は、加賀市じりつ支援協議会に設置する地域ケア会議において行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本指針】

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とするものとされています。

なお、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指すこととされています。

【成果目標】

項目	令和元年度 実績	目標値	備考
一般就労移行者数	2人	5人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業 利用者数	0人	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
就労継続支援A型事業 利用者数	0人	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
就労継続支援B型事業 利用者数	2人	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とするものとされています。

【成果目標】

○就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	備考
令和5年度の年間一般就労移行者に対する割合	70%	令和5年度中に一般就労に移行し、就労を継続する期間が6カ月以上経過した者のうち、就労定着支援事業利用者の割合

③ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とするものとされています。

【成果目標】

○就労定着率が8割以上の事業所の割合

項目	目標値	備考
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	事業所ごとに前年度中に支給決定をされている者を分母とし、支援を開始した時点から1年後に一般就労を継続しているものを分子として、就労定着率を算出し、就労定着率が8割以上の事業所の数を全事業所の数で除した割合

【成果目標達成のための方策】

- 障がいのある人の希望を満たすことができるよう、就労支援体制検討会での協議を通じて就労移行支援事業及び就労継続支援事業の充実を図るとともに、一般就労移行者の就労定着支援の利用を促進します。

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

障がいのある子どもに関しては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、重層的な提供体制の整備が必要であ

ることから目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域（近隣市町村）に少なくとも1か所以上設置することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
令和5年度末時点の児童発達支援センター数	1箇所以上

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がいのある子どもの地域社会への参加、インクルージョン（包容）を推進するための目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
令和5年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域（近隣市町村）に少なくとも1か所以上確保することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	各1箇所以上（圏域）

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
令和5年度末時点の医療的ケア児支援の協議の場の設置 （令和5年度における協議の回数）	4回
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のコーディネーターの配置人数	4人

【成果目標達成のための方策】

- 障がいのある子どもの支援については、児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、「加賀市子ども・子育て支援事業計画」の方向性も踏まえて進めていきます。
- 保健、医療、保育、教育等の関係機関やコーディネーターとの協議を通じて、児童発達支援センターおよび保育所等訪問支援の充実を図ります。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスについては、南加賀圏域内（小松市、加賀市、能美市、川北町）の事業所に対して受け入れの働きかけを進め、安定した支援が行われるよう体制整備を図っていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

福祉に関する各般の問題について障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備のため、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域（近隣市町村）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保	確保

【主な活動指標】

項目		第6期見込み		
		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

【成果目標達成のための方策】

- 障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談体制の構築のため、加賀市障がい者基幹相談支援センターにおいて、専門性の高い人材育成や地域の相談機関との連携を強化する取組みを実施します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組について目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とするものとされています。

【成果目標】

項目	目標値
サービスの質を向上させるための体制の構築	構築

【主な活動指標】

項目	第6期見込み		
	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (県等が実施する研修への市職員の参加人数)	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回

【成果目標達成のための方策】

- 障害福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、関係機関と共有します。

2 障害福祉サービスの見込み

これまでの実績等を踏まえて、次の障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量と当該見込量の確保のための方策を設定します。

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	重度障がいのため介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

② 現状と課題

- 近年、訪問系サービスのうち居宅介護の利用割合が高い水準で推移しています。アンケート調査の結果からも、「将来自宅で暮らしたい」という回答の割合が約80%と高くなっています。
- 住みなれた地域での生活の推進や社会参加の観点から、訪問系サービスのニーズは今後も増加していくことが考えられますが、サービス提供事業所での受け入れ体制がニーズに対し不足していることが課題となっています。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問系サービス	利用者数 (人/月)	95 (100)	94 (104)	93 (108)	94	95	96
	利用時間 (時間/月)	1,325 (1,180)	1,133 (1,227)	1,232 (1,274)	1,302	1,376	1,454

※ 第5期実績は各年度10月分の値で、第6期見込みは一月当たりの見込み値（以下同じ。）

※ 第5期実績下段の（ ）は計画値（以下同じ。）

④ サービス見込量確保のための方策

- ヘルパーが不足している中、増加する見込みのサービス量に対応するため、加賀市じりつ支援協議会等を通じて関係機関と課題を共有し、ヘルパーへのサポート等、ヘルパー確保に向けた方策を検討していきます。
- 同行援護や行動援護については、従事者となるために必要な研修への受講を促し、人材の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結のうえ、働く場を提

(雇成型)	供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型 (非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 現状と課題

- 近年、共同生活援助（グループホーム）等の利用者が伸び、それに合わせて日中活動サービスである生活介護、就労系サービスの利用者が増加しています。
- 施設入所や精神科病棟の入院からの地域移行を進めるにあたっては、日中活動系サービスの提供は重要であり、必要に応じた体制整備を進めていくことが求められます。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	利用者数 (人/月)	188 (192)	191 (198)	198 (206)	203	208	213
	利用量 (人日/月)	3,958 (3,998)	4,036 (4,123)	3,953 (4,290)	3,995	4,038	4,081
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0 (1)	1 (2)	1 (3)	1	1	1
	利用量 (人日/月)	0 (9)	10 (18)	9 (27)	9	9	9

自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	2 (1)	0 (2)	10 (3)	10	10	10
	利用量 (人日/月)	29 (15)	0 (30)	180 (45)	180	180	180
就労移行支援	利用者数 (人/月)	1 (5)	1 (10)	6 (15)	8	9	12
	利用量 (人日/月)	17 (90)	23 (180)	109 (270)	119	130	141
就労継続支援A型 (雇成型)	利用者数 (人/月)	63 (74)	62 (78)	81 (82)	86	92	99
	利用量 (人日/月)	1,272 (1,497)	1,219 (1,578)	1,334 (1,659)	1,425	1,521	1,624
就労継続支援B型 (非雇成型)	利用者数 (人/月)	178 (175)	173 (180)	171 (185)	174	177	180
	利用量 (人日/月)	3,373 (3,429)	3,307 (3,527)	3,285 (3,625)	3,318	3,351	3,384
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0 (3)	1 (4)	2 (5)	2	2	3
療養介護	利用者数 (人/月)	40 (41)	42 (41)	41 (41)	41	41	41
短期入所	利用者数 (人/月)	31 (36)	31 (40)	26 (44)	26	26	26
	利用量 (人日/月)	186 (200)	181 (222)	151 (244)	151	151	151

④ サービス見込量確保のための方策

- 生活介護については、日中活動としてのニーズが高まっており、事業所の確保と合わせて、様々な障がい特性に対応した提供体制の確保に努めます。
- 就労系サービスについては、障がいのある人の就労意欲の高まりから、今後も利用者の増加が見込まれるため、加賀市じりつ支援協議会や南加

賀就労支援強化連絡会などを通じて、関係機関との連携強化を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

- 短期入所については、医療的ニーズの高い障がいのある人（子ども）が安心して利用できるよう、対応事業所の確保等サービス提供体制の充実を図ります。
- 高齢者の精神科病棟の入院から地域生活移行に必要となる日中活動系サービスの基盤整備については、「加賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（高齢者お達者プラン）」における方針も踏まえて検討していきます。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人が一人暮らしをする際に、定期的な訪問を行い、生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には、これらのサービスも提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 現状と課題

- 精神科病棟の入院からの地域移行の促進等により、共同生活援助（グループホーム）の利用ニーズは増加すると考えられます。
- 一方、施設入所の利用者は高齢化・重度化が進んでいることから、地域生活への移行が困難な利用者の割合が増加すると考えられます。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0 (2)	4 (4)	5 (6)	6	8	10
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	118 (115)	114 (120)	123 (125)	130	137	145
施設入所支援	利用者数 (人/月)	129 (122)	128 (121)	126 (119)	125	124	123

④ サービス見込量確保のための方策

- 施設入所者等の自己選択・自己決定による地域移行を進めていくため、住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）が特に重要な位置づけにあります。
- 市内においてニーズを踏まえた共同生活援助（グループホーム）が実施されるよう、開設を検討する法人と協議を行います。
- 高齢者の精神科病棟の入院から地域生活移行に必要な居住系サービスの基盤整備は、「加賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（高齢者お達者プラン）」における方針も踏まえて検討していきます。

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。</p>
地域相談支援	<p>○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所又は退院する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との連絡調整等を行います。</p> <p>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p>

② 現状と課題

- 障害福祉サービスを利用する全ての人を対象にサービス等利用計画の作成が必要とされています。
- ニーズの多様化が進み、ますます相談支援の位置づけは重要なものとなり、引き続き安定したサービス等利用計画作成の体制確保が必要です。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数 (人/月)	150 (125)	161 (135)	170 (145)	180	190	200
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数 (人/月)	3 (5)	2 (3)	1 (3)	2	3	4
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数 (人/月)	4 (6)	2 (7)	2 (8)	2	3	4

④ サービス見込量確保のための方策

- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等が安定して行われるよう、基幹相談支援センター等が中心となり、加賀市じりつ支援協議会相談事業所連絡会において情報や事例の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援機能強化のための支援を行えるように努めます。
- 相談支援の質を担保するためには、適正な人員の確保が必要であり、計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者及び地域相談支援を提供する指定一般相談支援事業者の確保に努めます。

3 障害児通所支援サービスの見込み

これまでの実績等を踏まえて、次の障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込量と当該見込量の確保のための方策を設定します。

(1) 障害児通所支援

① サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

② 現状と課題

- 障害児通所支援サービスを提供する事業所は、現在、市内には児童発達支援事業所が2事業所、保育所等訪問支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が5事業所あります。
- 理学療法等の専門的個別療育を希望する保護者の増加から、障害児通所支援サービスのニーズはますます高まっており、供給体制の確保が大きな課題となっています。
- 医療的ケア児（生活の中で医療的な支援が必要な子ども）の医療的ニ

ーズにも対応可能な事業所の整備も求められています。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数 (人/月)	10 (7)	9 (8)	9 (9)	11	13	15
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	47 (58)	50 (60)	50 (62)	52	53	55
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (2)	1 (3)	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0	0	0

※ 第5期実績は各年度10月分の値で、第6期見込みは一月当たりの見込み値（以下同じ。）

※ 第5期実績下段の（ ）は計画値（以下同じ。）

④ サービス見込量確保のための方策

- 児童発達支援については、障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、また、医療的ニーズにも対応できるよう加賀市じりつ支援協議会等とも課題や情報を共有しながら、資源の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、継続した高いニーズに対応するため、新規事業所参入などさらなる提供体制の充実に努めます。
- 保育所等訪問支援については、制度の周知と関係機関の連携を行い、提供体制の充実を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービス利用のニーズの把握と、それに対応できるよう提供体制の充実を図ります。

(2) 障害児相談支援等

① サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	<p>○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。</p>
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。</p>

② 現状と課題

- 令和2年12月までの障害児相談支援の状況については、障害児通所支援サービスを利用している障がいのある子ども〇人全てが障害児支援利用計画を作成済みであり、達成率は100%となっています。
- ニーズの多様化が進み、ますます障害児相談支援等の位置づけは重要なものとなり、引き続き安定したサービス等利用計画作成の体制確保が必要です。

③ 令和5年度までのサービス見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	24 (30)	24 (35)	29 (40)	31	33	35
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	3	3	4

④ サービス見込量確保のための方策

- 障害児相談支援については、計画相談支援と同じく、基幹相談支援センター等が中心となり、加賀市じりつ支援協議会相談事業所連絡会において情報や事例の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援機能強化のための支援を行えるように努めます。
- 相談支援の質を担保するためには、適正な人員の確保が必要であり、障害児相談支援を提供する障害児相談支援事業者の確保に努めます。
- 医療的ケア児に関して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加・多様化するニーズに対応できるよう努めます。

4 発達障がい者等に対する支援体制の見込み

地域の状況等を踏まえて、次の発達障がい者等に対する支援体制の見込量と当該見込量の確保のための方策を設定します。

① 支援体制の概要

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの受講を通して、人材育成に努め発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

② 現状と課題

- 市内でペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの実施機関がないため、その確保が必要となっています。

③ 令和5年度までの支援体制の見込量

(単位：人)

項目	第6期見込み		
	R3	R4	R5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	2	3
ペアレントメンターの人数	2	3	5
ピアサポートの活動への参加人数	1	1	1

④ 支援体制の見込量確保のための方策

- 県内の各種研修等の案内のほか、ピアサポート活動の情報提供を行います。

5 地域生活支援事業の見込み

これまでの実績等を踏まえて、次の地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量と当該見込量の確保のための方策を設定します。

(1) 必須事業

① 事業の概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人がじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人がじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的に障がいのある人又は精神に障がいのある人に、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳又は要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者又は要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人がじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域におけるじりつと社会参加を促進します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターに専門職を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携を図るための調整や、地域住民ボランティアの育成、及び障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行うことでその機能を充実強化し、障がいのある人等のじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

② 事業の実施に関する考え方

事業名	事業の実施体制・地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方
理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人に対する理解については、障がい者支援策を展開する上で極めて重要な位置づけにあります。人のこころは一朝一夕には変わらないため、継続的な取組が必要です。
自発的活動支援事業	障がいのある人にとって、地域での普通の暮らしを妨げる生活課題は暮らしの周辺のあらゆる場面で起きています。その解決には、地域住民やまちづくり活動において、障がいと障がいのある人への理解や配慮が必要です。障がいのある当事者や地域住民による啓発活動や課題解決に向けた働きかけなどによって、あたりまえに暮らせるまちづくりの推進を実施することを支援します。
相談支援事業	障がいのある人が安心して暮らしていけるよう 相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談体制の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護するためには、障がいのある人の財産管理及び身上監護を図ることが必要です。
成年後見制度法人後見支援事業	後見制度推進のための体制整備を図るため、社会福祉法人加賀市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

事業名	事業の実施体制・地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方
意思疎通支援事業	人と人とのコミュニケーションを図ることが日常生活及び社会生活上必要不可欠であることを認識し、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人の情報保障をする必要があります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の利便性を高めることが、じりつを促進することになります。
手話奉仕員養成研修事業	必要な人材を確保するため、意思疎通支援事業の担い手となる手話奉仕員を継続して養成することが必要です。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、屋外での移動が困難な障がいのある人の移動を支援することは、障がいのある人のじりつと社会参加の促進を図る上で、不可欠となります。
地域活動支援センター事業	この事業は、障がいのある人の社会との交流の場として重要な位置づけにあります。
地域活動支援センター機能強化事業	専門職を配置し、他機関との連携や日常生活上の支援機能を備えることで、障がいのある人の社会参加を促進し、また、地域で暮らす障がいのある人への理解を進めることは、共生社会の実現を図るうえで有効です。

③ 令和5年度までの事業の見込量

事業名	単位等	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施見込み箇所数 (箇所)	複数 (複数)	複数 (複数)	複数 (複数)	複数	複数	複数
	基幹相談支援センター設置の有無	無 (無)	有 (無)	有 (無)	有	有	有
	基幹相談支援センター一等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

第2部 各論 第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

事業名	単位等	第5期実績			第6期見込み			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数 (人/年)	0 (2)	1 (3)	0 (4)	2	3	4	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 〔上段：手話通訳者〕 〔下段：要約筆記者〕	実利用見込み件数 (件/年)	103 (180)	66 (190)	50 (200)	70	80	90
			33 (42)	18 (44)	10 (46)	20	24	28
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	2 (3)	0 (4)	1 (5)	3	4	5
	自立生活支援用具	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	11 (7)	5 (8)	8 (9)	8	9	10
	在宅療養等支援用具	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	7 (10)	6 (11)	13 (12)	10	11	12
	情報・意思疎通支援用具	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	9 (13)	14 (14)	12 (15)	14	15	16

第2部 各論 第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

事業名	単位等	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
日常生活用具給付等事業	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	1,385 (1,513)	1,736 (1,516)	1,577 (1,519)	1,589	1,601	1,613
	種類ごとの給付等見込み件数 (件/年)	1 (6)	2 (7)	2 (8)	3	4	5
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 (人/年)	22 (23)	14 (24)	0 (25)	24	24	24
移動支援事業	実利用見込み者数 (人/月)	41 (35)	32 (37)	28 (39)	30	32	34
	延べ利用見込み時間数 (時間/月)	210 (224)	165 (237)	133 (250)	150	160	170
地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数 (箇所)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	5	5
	実利用見込み者数 (人/月)	77 (83)	82 (83)	85 (83)	87	89	91
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※ 第5期実績で単位が月あたりのものは、各年度10月分の値で、第6期見込みは一月当たりの見込み値。

※ 第5期実績下段の（ ）は計画値。

④ 事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量の確保のための方策
理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	
成年後見制度利用支援事業	制度利用の周知を図るとともに、関係者に対しても制度利用の必要性についての意識づけを徹底します。
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者を段階的に継続して養成することで、必要な福祉人材を育成します。
日常生活用具給付等事業	障がい事由により日常生活用具を必要とする障がい者手帳新規取得者に対して給付申請を勧奨するとともに、給付品目の見直しを実態に即して随時行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援事業の担い手となる手話奉仕員の人材確保を図るため、受講希望者が参加しやすいよう、手話奉仕員養成講座の開催場所、時間帯等開催方法について便宜を図ります。
移動支援事業	障がいのある人のじりつと社会参加を促進する上で必要となる当該事業については、事業を行う事業所とガイドヘルパーの確保が必要です。そのため、広域的に事業所の新規登録を促すほか、登録要件の見直しを行います。
地域活動支援センター事業	地域生活支援のための社会資源となる当該事業の利用促進を図るとともに、利用者の個々のニーズを満たすことができるようなサービス内容の充実に努めます。
地域活動支援センター機能強化事業	

(2) 任意事業

① 事業の概要

事業名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行い、じりつと社会参加を促進します。
日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
福祉機器リサイクル	不要になった福祉機器をリサイクルし、障がいのある人に対して貸し出すことにより、便宜の供与を図ります。また、公民館等の公的機関や医療機関等の公共的機関に配置し、不具合が生じた場合は、修理等を行います。
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及びスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がいのある人の社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
芸術文化活動振興	障がいのある人の芸術文化活動を振興するため、障がいのある人の作品展など芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、市等の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活を送る上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障がいのある人に提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は音訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員又は音訳奉仕員を養成します。
自動車運転免許得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
要約筆記奉仕員養成研修 (入門講座)	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成します。

事業名	内容
成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。
障害者虐待防止対策支援	障がいのある人に対する虐待防止並びに早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関並びに民間団体との連携協力体制の整備を図り、障がいのある人及びその家族等が安心して生活できるような地域環境に努めます。

② 事業の実施に関する考え方

事業名	事業の実施体制・地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方
訪問入浴サービス	心身の状況によって生活介護等の日中活動系サービスの利用が困難な障がいのある人を公衆衛生上の見地及びその家族の負担軽減から、居宅において入浴の機会を提供します。
生活訓練等	障がいのある人のじりつと社会参加を促進する観点から、日常生活及び社会生活に必要な訓練を行います。とりわけ、人生半ばで障がいを生じた人のこれからの生活を支援します。
日中一時支援	障がいのある人の家族等介護者の就労等による一時的見守りや疾病時における介護、介護者の一時的な休息のための便宜を提供します。
福祉機器リサイクル	不要になった車椅子等の福祉機器をリサイクルすることで、資源の再利用を図るとともに、緊急時等一時的な利用に対応します。
レクリエーション活動等支援	障がいのある人の体力増強、交流、余暇活動を促し、スポーツを普及することで、障がいのある人のじりつと社会参加を促進します。
芸術文化活動振興	障がいのある人の芸術・文化分野の活動を支援することで、障がいのある人の生活を豊かなものにし、自己実現を図るための機会を提供します。
点字・声の広報等発行	文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に、地域生活において必要度の高い情報を、点訳、音訳等により提供します。
奉仕員養成研修	点訳及び音訳の各奉仕員を養成し、必要な人材を確保します。
自動車運転免許取得・改造助成	屋外での移動に支障のある障がいのある人の移動手段を確保するため、自動車運転免許取得費等について助成し、障がいのある人のじりつと社会参加を促進します。
要約筆記奉仕員養成研修（入門講座）	要約筆記奉仕員を養成し、必要な人材を確保します。

事業名	事業の実施体制・地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方
成年後見制度普及啓発	成年後見制度について障がいのある人や関係者等に広く周知し、制度利用の促進と必要性の意識づけを図ります。
障害者虐待防止対策支援	障がいのある人の権利擁護の観点から、相談・通報・届出に係る受付及び虐待発生時の対応等の体制整備を図ります。

③ 令和5年度までの事業の見込量

事業名	単位等	第5期実績			第6期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス	実利用見込み 者数 (人/月)	3 (5)	4 (5)	4 (5)	5	5	5
生活訓練等	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日 中 一 時 支 援	日中ショート 実利用見込み 者数 (人/月)	28 (23)	36 (23)	28 (23)	31	34	37
	タイムケア 実利用見込み 者数 (人/月)	10 (10)	7 (10)	0 (10)	5	5	5
福祉機器リサイクル	実施の有無	有	有	有	有	有	有
レクリエーション活動等支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
芸術文化活動振興	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の広報等発行	実施の有無	有	有	有	有	有	有
奉 仕 員 養 成 研 修	音訳奉仕員養成研 修 了見込み者数 (人/年)	7 (7) (養成)	4 (6) (スキルアップ)	— (7) (養成)	8 (養成)	5 (スキルアップ)	8 (養成)
	点訳奉仕員養成研 修 了見込み者数 (人/年)	4 (13) (スキルアップ)	3 (5) (養成)	— (13) (スキルアップ)	5 (スキルアップ)	3 (養成)	5 (スキルアップ)

第2部 各論 第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

事業名	単位等	第5期実績			第6期見込み			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
自動車 運転 免許 取得 ・ 改 造 助 成	自動車運転免許取得助成	実利用見込み 者数 (人/年)	0 (1)	2 (1)	5 (1)	5	5	5
	自動車運転免許取得時改造費助成	実利用見込み 者数 (人/年)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	自動車改造費助成	実利用見込み 者数 (人/年)	0 (1)	3 (1)	1 (1)	2	2	2
	介助用自動車改造費助成	実利用見込み 者数 (人/年)	1 (3)	0 (3)	2 (3)	2	2	2
要約筆記奉仕員養成研修（入門講座）	実講習修了見込み者数 (人/年)	6 (8)	2 (8)	0 (8)	8	8	8	
成年後見制度普及啓発	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有	

※ 第5期実績で単位が月あたりのものは、各年度10月分の値で、第6期見込みは一月当たりの見込み値。

※ 第5期実績下段の（ ）は計画値。

④ 事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量の確保のための方策
訪問入浴サービス	制度利用の周知を図るとともに、必要なときに利用することができるよう、登録事業所を確保します。
生活訓練等	
日中一時支援	制度利用の周知を図るとともに、必要なときに利用することができるよう、登録事業所を確保します。
福祉機器リサイクル	
レクリエーション活動等支援	
芸術文化活動振興	
点字・声の広報等発行	
奉仕員養成研修	人材確保の観点から、受講希望者が参加しやすいよう、養成講座の開催場所、時間帯等開催方法について便宜を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障がい者手帳の新規交付時等に、障がいのある人の福祉ガイドブック等を配布することで、制度の周知を図ります。
要約筆記奉仕員養成研修（入門講座）	人材確保の観点から、受講希望者が参加しやすいよう、養成講座の開催場所、時間帯等開催方法について便宜を図ります。
成年後見制度普及啓発	
障害者虐待防止対策支援	